様式例第５号の１

管　理　記　録　カ　ー　ド（国有農地等・開拓財産）

都道府県					口座名		
所在・地番				（　年　月　日変更）			
台帳面積	㎡	（　年　月　日変更）　㎡	（　年　月　日変更）　㎡	実測面積	㎡	（　年　月　日変更）　㎡	（　年　月　日変更）　㎡
管理態様		（　年　月　日変更）	（　年　月　日変更）	貸付用途		（　年　月　日変更）	（　年　月　日変更）
貸付相手方氏名		（　年　月　日変更）	（　年　月　日変更）	現況		（　年　月　日変更）	（　年　月　日変更）
不要地認定	・未済　・済（　年　月　日旧令第16条第１項　号該当）			備考			

検査等年月日	検査者 役職	検査者 氏名	所見（該当に○印） 適切	所見（該当に○印） 不適切	不適切な場合の内容	講じた措置の内容・折衝経緯等	その他特記事項

（記載要領）

１　国有農地等及び開拓財産別に作成する。（該当に○印を付す。）

２　一筆ごとに作成することとし、開拓財産で筆の特定が困難な場合は、「所在・地番」欄は「○○地先」等として記載する。

３　「管理態様」欄は、農耕貸付、転用貸付及び未貸付の別を記載する。

４　「貸付用途」欄は、転用貸付の場合に記載する。

５　「検査等年月日」欄は、実地検査、調査、見回り等を行った年月日を記載する。

６　「検査者」欄は、検査等を行った者を記載する。

７　「講じた措置の内容・折衝経緯等」及び「その他特記事項」欄は、経緯的な記録が保存できるよう、できるだけ詳細に記載する。

８　既に記録力ードが整備されている場合には、本表の整備は特に必要ないが、管理状況等の記録の整備については、本表に準じた項目を記載しておく。

様式例第５号の２

自作農財産に係る土地区画整理事業一覧表

平成　年　月　日現在
都　道　府　県　名

農業委員会（地区名）	土地区画整理事業		事業実施年月日					区域	左のうち旧国有農地等（開拓財産）		備考
	地区・名称	施行者	公示又は事業計画認可	仮換地	換地処分	清算金交付（徴収）通知	清算金受領（支払）	総面積	筆数	面積	（問題の有無、清算金額等）
								㎡	筆	㎡	

様式例第５号の３

土地区画整理事業施行地区内に所在する　国有農地等
開拓財産　筆別調書

整理番号	財産の表示（従前の土地）							仮換地（　　）		換地処分（　　）　清算金（　　）				
	字・地番	国有財産台帳			現況地目	実測面積	権利価格	街区・符号 No.	面積	字・地番	面積	権利価格	徴収	交付
		地目	面積	価格										
			㎡	円		㎡	円		㎡		㎡	円	円	円

（記載要領）
１　整理番号は、農業委員会（地区）ごとに通し番号とする。
２　財産の表示は．国有農地等にあっては農業委員会の整理簿、開拓財産にあっては県の開拓財産台帳に基づいて記入する。
　　ただし、権利価格の欄は換地処分通知（各筆各権利別清算金明細書）により記人する。
３　「仮換地」「換地処分」「清算金」の右の（　　）欄には、それぞれの通知書の年月日を記入し、通知書に基づき各欄に記入する。
４　清算金の受領又は支払いを了した場合は、当該金額を○で囲む。

様式例第５号の４

物 品 取 得 通 知 書

番　　号
平成　　年　　月　　日

物品管理官　殿

都道府県知事　　印

平成　年　月　日付けをもって下記物品を取得したので、物品管理法施行令（昭和31年政令第339号）第25条の規定に基づき通知する。

記

１ 物 品 の 名 称

２ 数　　量

３ 売払予定価格

４ 所在地（地区名及び地区面積）

５ そ　の　他

(1) 台 帳 価 格

(2) 取得の経緯

(3) そ　の　他

（記載要領）
１　頭書の年月日は、被害木等の回収年月日を記載する。
２　売払予定価格は、被害木等の時価とする。
３　台帳価格は、国有財産台帳（開拓財産台帳）に登載されている立木竹、建物、工作物等についてのみ記載すること。

様式例第５号の５

開　　拓　　財　　産　　台　　帳

一　　般　　会　　計　　所　　属

普　　通　　財　　産

土地（立木竹・建物・工作物）　　農林水産省所管

第　○　分　冊　　都道府県名

（調製要領）
１　開拓財産台帳は、土地、立木竹、建物及び工作物の別に調製する。
２　口座は、地区を基準として設け、口座名は地区名とする。
３　２以上の口座をつづる場合には、巻頭に索引及び総括を付ける。
４　１冊につづることが量的に困難な場合には、分冊することができる。
５　索引は、土地、立木竹、建物及び工作物の別に一連の番号を付し、索引番号の順序につづる。
６　台帳の各葉には、各冊ごとに、１冊を通じてのページ数を付ける。
７　台帳の各葉を挿入した場合には、枝番号を付ける。
８　台帳は、バインダー式帳簿（左とじ）とし、大きさは日本標準規格Ｂ４とする。

（索　　引）

口　座　名	索　引　番　号	ペ　ー　ジ	備　　考	口　座　名	索　引　番　号	ペ　ー　ジ	備　　考

（総　　括）

区　　分										
異　　動 年　月　日	種　　目	増減事由	増		減		現　　在		備　　考
			数　　量	価　　格	数　　量	価　　格	数　　量	価　　格	
				円		円		円	

（記載要領）

1　立木竹、建物及び工作物については、種目別の総括も作成する。

2　異動年月日欄には、各口座の異動のあった年月日を記入する。

3　増減事由欄には、各口座の増減事由を記入する。

4　年度末現在において、その年度間における増減を集計し、年度を経過するごとに２本の横線を画し、現在額欄に前年度末に有した数量及び価格を改記する。

（土　地）

口　座　名

索引番号	

区分	土地	所在	都道府県 郡市区 町村 大字 字	旧台帳索引番号		立木竹索引番号	
種目	開拓用地	沿革		開拓地区台帳索引番号		建物索引番号	
				建設工事種別		工作物索引番号	

異動年月日	増減事由	増		減		現在		備考				
		数量	価格	数量	価格	数量	価格	登記 年月日	登記 目的	文書日付	記号番号	その他
			円		円		円					

ページ	

（記載要領）

1　沿革欄には、次の事項を記入する。

(1)　当該土地の台帳登録に至るまでの経過

(2)　土地改良法第87条の２による建設工事を行ったものについては、工事着工の年月日及び完了の年月日並びにそれによって生じた道水路等の敷地の面積

2　異動年月日欄には、得喪変更その他登録を要する事由の発生した年月日を記入する。

3　増減事由欄には、購入、所管換、所属替、実測、誤謬訂正、報告洩、整理替、売払等増減の事由を記入する。

4　増額の数量の欄には、増減事由に記入した事項によって増となった数量を記入し、増額の価格欄には、次により記入する。

(1)　買収の場合は、買収価格

(2)　所管換又は所属替の場合は、所管換、又は所属替の価格

5　減額の数量欄には、増減事由に記入した事項によって減となった数量を記入し、減額の価格欄には、減の数量に対応する台帳価格を記入する。

6　土地の実測による数量の増減を記入する場合における価格の増減は、数量の増減に対応する台帳価格を記入する。

7　備考欄の記載は次による。

(1)　登記欄には当該土地の全筆が登記完了した場合に、当該最終登記完了年月日及びその目的（所有権移転、所有権保存等）を記入する。

(2)　文書日付け及び記号番号欄には、台帳に登載した根拠となる関係文書番号、文書日付けを記入する。

（立木竹）

口　座　名

索引番号	

区分種目	立木竹	沿革		所在	都道府県　郡市区　町村　大字　字

異動年月日	増減事由	増		減		現在		備考				
		数量	価格	数量	価格	数量	価格	登記 年月日	登記 目的	文書 日付	記号 番号	その他
			円		円		円					

ページ	

（記載要領）

1　種目ごとに別葉とする。

2　１口座に２以上の種目があるときは、口座ごとに樹木・立木・竹の順序につづる。

3　その他の欄の記載については、土地に準ずる。

（建　物）

口　座　名

索引番号	

区分	建　物	種目		沿革		所在	都道府県　郡市区　町村　大字　字

異動年月日	増減事由	棟数	構造	増		減		現在		備考				
										登記		文書	記号	
				数量	価格	数量	価格	数量	価格	年月日	目的	日付	番号	その他
				建　㎡ 延　㎡	円	建　㎡ 延　㎡	円	建　㎡ 延　㎡	円					

ページ	

（記載要領）

1　種目ごとに別葉とする。
2　口座に２以上の種目があるときは、口座ごとに国有財産法施行細則別表第１に定める国有財産区分種目表の順序につづる。
3　構造欄には、木造、石造、コンクリート建、鉄造等の別を記入する。なお、平屋建２階建の区分のあるものはその旨を付記する。
4　数量欄には、建面積及び延面積を記入する。
5　その他の欄の記載については、土地に準ずる。

（工作物）

口　座　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

索引番号	

区　分	工作物	種目		沿革		所在	都道府県　郡市区　町村　大字　字

異動年月日	増減事由	増		減		現在		備考		その他
		数量	価格	数量	価格	数量	価格	文書日付	記号番号	
			円		円		円			

ページ	

（記載要領）
1　種目ごとに別葉とする。
2　口座に２以上の種目があるときは、口座ごとに国有財産法施行細則別表第１に定める国有財産区分種目表の順序につづる。
3　その他の欄の記載については、土地に準ずる。

様式例第５号の６

（表　　紙）

国　有　財　産　整　理　簿

一　般　会　計　所　属

普　通　財　産（国有農地等）

農林水産省所管
都 道 府 県 名

市　町　村　農　業　委　員　会

（整　　理　　簿）

区分	土　地

整理No.	国有農地等の表示		増					減					備考			
	種目	所在・地番	年月日	買収条項令書No. 相手方	数量 旧	数量 新	価格	年月日	通知書No. 相手方	数量	価格 台帳価格	価格 実額	総括に記載	貸付条項・貸付書No.		登記
					反	㎡	円			㎡	円	円				

（記載要領）

１　１筆につき１行を用いる。ただし、１筆について貸付相手方が多数のときは、貸付相手方１人を１行としてよい。この場合には数行の小計として１筆の合計面積を括弧書きする。

２　「増」の生じた都度、その年月日順に記載する。この月日が年度を経過するごとに横線(重線又は朱線)を各欄を通して画する。

３　「減」は、上記２により記載した財産に異動があったとき、当該財産の右欄に記入する。したがって年月日順には記載されていないこととなるので、整理簿総括の作成の便に供するため、整理簿総括に整理したときは、「総括に記載」欄に○印を記入する。

4　土地区画整理又は土地改良により換地が行われた場合は、従前の土地の全部を減じ、換地として交付された土地の全部を増として整理するものとし、この場合の台帳(Ｖ)は次式により算出した額とする。

$$Ｖ＝従前の台帳価格 \times \frac{換地後の土地の権利価格}{従前の土地の権利価格}$$

なお、換地として交付された土地の整理№は、記載順の連番とするが、従前の土地の整理№も括弧書で併記する。

5　１行に記載された土地を分筆した場合は、分筆前の土地を朱線で抹消し、分筆後の地番による各筆を新たに増欄に登載する。この場合の整理№ は記載順の連番とし、分筆前の土地の整理№を括弧書で併記する。

なお、分筆は、財産の実質的な増減ではなく、整理簿総括の数額には影響がないから、「総括に記載」欄は斜線で抹消しておく。

6　国土調査の結果等により実測の増減があった場合は、該当地の実測前の数量及び価格を実測後の数量及び価格に訂正し備考欄に増又は減となった数量及び価格を記載（減の場合は△印を付する）する。

$$実測前の価格 \times \frac{増又は減となった数量}{実測前の数量}$$

なお、備考欄の増減額を整理簿総括に登載もれのないよう特に留意すること。

7　増の「買収条項」に、次の略号により表示する。

旧自作農創設特別措置法第３条＝③、同法28条＝㉘、強制譲渡＝㊽、旧農地法９条＝⑨、同法15条＝⑮、所管換＝㊮、所属替＝㊯

（整　　理　　簿　　総　　括）

区分		種目		（年

年月日	事　由	増		減		現在		備考	
		数　量	価　格	数　量	価　格	数　量	価　格	(整理簿の整理№記入)	
	前年度末現在	㎡	円	㎡	円	㎡	円		度）

農業委員会　印

(記載要領)

区分及び種目、増減事由の用語並びに整理及び台帳に記載すべき価格は次によることとする。

(1)　区分及び種目は、規程別表第１による。

(2)　増減事由の用語は、国有財産法施行細則(昭和23年大蔵省令第92号)別表第２によるものとし、その詳細（買収、買戻し、売払い等の根拠）を備考欄に記載する。

(3)　台帳に記載すべき価格は取得価格とする。

様式例第５号の７

国　有　財　産　台　帳

一　般　会　計　所　属

普　通　財　産（国有農地等）

農林水産省所管

都道府県名

（調製要領）

１　台帳は、１の口座に属する国有財産の種目ごとに、これを別葉として作成する。

２　口座は農業委員会とする。

３　１つの口座に属する台帳の各葉の配列は、国有財産区分種目表に定める区分、種目の順序による。

４　台帳は、巻頭に索引を、巻末に総括を付けてとじ合わせる。ただし、索引及び総括は、別つづりとすることができる。

５　一の口座に属する台帳の全葉を抹消された場合においても、これを除外して別にとじ合わせないものとする。

（索　　引）

口　　座　　名	索　　引　　番　　号	口　　座　　名	索　　引　　番　　号

（土地、立木竹、建物、工作物、権利）

口　座　名		索引番号		区　分		種　目	
年　月　日	摘　　要	増		減		現　在		備　　考
		数　量	価　格	数　量	価　格	数　量	価　格	
			円		円		円	

（記載要領）

1　年月日欄には、得喪変更その他登録を要する事由の発生した月日を記入し、摘要欄には、その事由を記入する。

2　換地又は交換があったときは、換地告示の日又は交換期日をもって喪失の全部を減、取得の全部を増として整理し差引計算を用いない。

3　数量欄においては、建物については横線を画して上に建面積、下に延面積を記入し、工作物について数量単位が２以上に及ぶものはこの数量欄を適宜区分して相当欄を設ける。

4　備考欄には、台帳価格と異なる喪失価格、交換差金、建物現在数量に対する棟数その他必要事項を記入する。

（ 総　　括 ）

年　月　日	区　　分	種　　目	増		減		現　　在		備　　考
			数　　量	価　　格	数　　量	価　　格	数　　量	価　　格	
				円		円		円	

（記載要領）

１　異動のあった年月日ごとに、かつ、異動事由別（所管換又は所属替は、相手方別）に異動を集計し記入する。

２　異動事由は、備考欄に記入する。

３　年度を経過する毎に横線を画し、関係区分種目（前年度末現在の区分種目及び当該年度において新に台帳に上った区分種目）につき年間集計の上、増減欄に当該年度内の増減を、現在欄に当該年度末現在をそれぞれ記入する。

４　当該年度内に増減のなかった種目についても年度末現在の記入を省略しない。

様式例第５号の８

（表　　紙）

開　拓　財　産　貸　付　簿　（旧法第68条貸付け／(旧令第15条の２農耕貸付け)／(転用貸付け)）

一　般　会　計　所　属

普　通　財　産

農　林　水　産　省

都　道　府　県　名

（記載要領）

１　貸付簿は、貸付区分ごとに別冊とし、〔　　〕内に貸付区分を表示する。

２　貸付簿は、貸付通知書をとじ合わせて、索引及び総括を付して作成する。

（索　　引）

索引番号	貸付相手方	備考	索引番号	貸付相手方	備考

（記載要領）

１　とじ合わせた貸付通知書には通し番号を付し、索引番号とする。

２　売渡し、売払い、解除、名義変更等があった場合は、備考欄にその旨を記入し、貸付相手方名を朱線で抹消し、又は訂正する。

（ 総　　括 ）

貸付区分										都道府県名				
年月日	摘　要	増				減				現在				備　考
		件数	数量	台帳価格	使用料	件数	数量	台帳価格	使用料	件数	数量	台帳価格	使用料	
				円	円			円	円			円	円	

（記載要領）

1　「貸付区分」欄には、旧法第68条貸付け、旧令第15条の２農耕貸付け及び転用貸付けの別を記入する。

2　「概要」欄には、貸付対象財産の増減理由（〔増〕･･･買収、○○より所管換、○○より所属替、整理替、○年度○○の報告もれ、売渡取消し、売払取消し、〔減〕売渡し、売払い、○○へ所管換、○○へ所属替、○年度○○の報告もれ、買収取消し等）又は貸付の態様の変動（〔増〕未貸付け（又は旧法第68条貸付け）により区分変更、内容改定等、〔減〕解除、解約、内容改定等）を記入する。

3　貸付けの態様の変動に記入に当たっては、次の点に留意すること。

○○より区分変更……未貸付地を旧法第68条貸付け、旧令第15条の２農耕貸付けしたとき、又は旧法第68条貸付け若しくは旧令第15条の２農耕貸付けしたときに用いる（転用貸付けをしたときは整理替）。

内容改定……従前の数額と改定後の数額との差引増減額を記入し、備考欄に改定の原因（土地改良事業又は土地区画整理による換地、使用料改定、実測、誤謬訂正等）を記入する。

4　「使用料」欄には、貸付通知書の使用料年額を記入する。

5　年度を経過するごとに横線を画し、その年度間における増減を集計し、差引現在額を記入する。

様式例第５号の９

（表　　紙）

開　拓　財　産　貸　付　総　括　簿

一　般　会　計　所　属

普　通　財　産

農　林　水　産　省

地 方 農 政 局 名

（記載要領）

貸付総括簿は、地方農政局及び都道府県の貸付簿の総括の部分の写しを年度別及び貸付区分別に仕切紙を挟んで都道府県順にとじ合わせて、年度ごとに集計表を付して作成する。

（集　　計　　表）

地方農政局名

都道府県名	貸付区分		前年度末現在額				増				減				年度末現在額			
			件数	面積	台帳価格	使用料	件数	面積	台帳価格	使用料	件数	面積	台帳価格	使用料	件数	面積	台帳価格	使用料
			件	㎡	円	円	件	㎡	円	円	件	㎡	円	円	件	㎡	円	円
	都道府県分	※旧令第15条の2農耕貸付け																
		※転用貸付け																
		※旧法68条 有償																
		※旧法68条 無償																
		未貸付地 不要地認定地																
		未貸付地 その他																
		小計																
	農政局分	※転用貸付け																
		未貸付地 不要地認定地																
		未貸付地 その他																
		小計																
	合計																	
	同上																	
	都道府県分	※旧令第15条の2農耕貸付け																
		※転用貸付け																
		※旧法68条 有償																
		※旧法68条 無償																
		未貸付地 不要地認定地																
		未貸付地 その他																
		小計																
	農政局分	※転用貸付け																
		未貸付地 不要地認定地																
		未貸付地 その他																
		小計																
	合計																	

（記載要領）

1　※の各欄を総括の各集計欄から転記する。

2　※以外の欄には、各年度末現在額のみ記入する。

様式例第５号の10

（表　　紙）

国　有　農　地　等　貸　付　簿　（旧法第９条等継続貸付け／(旧令第15条の２農耕貸付け)／(転用貸付け)）

一　般　会　計　所　属

普　通　財　産

農　林　水　産　省

都　道　府　県　名

（記載要領）

１　貸付簿は、貸付区分ごとに別冊とし、〔　　〕内に貸付区分を表示する。

２　貸付簿は、貸付通知書をとじ合わせ、索引及び総括を付して作成する。

（索　　引）

索　引　番　号	貸　付　相　手　方	備　　考	索　引　番　号	貸　付　相　手　方	備　　考

（記載要領）

１　とじ合わせた貸付書、貸付通知書には通し番号を付し、索引番号とする。

２　売渡し、売払い、解除、名義変更等があった場合は、備考欄にその旨を記入し、貸付相手方名を朱線で抹消又は訂正する。

（総　　括）

貸付区分														
年月日	摘要	増				減				現在				備考
		件数	筆数	数量	使用料	件数	筆数	数量	使用料	件数	筆数	数量	使用料	
		件	筆	㎡	円	件	筆	㎡	円	件	筆	㎡	円	

（記載要領）

1　「貸付区分」欄には、貸付区分に従い「旧法第９条等継続貸付け」、「旧令第15条の２農耕貸付け」、「転用貸付け」又は「未貸付け」のいずれかを記入する。

2　「摘要」欄には、国有農地等の増減理由（〔増〕…買収、○○より所管換、○○より所属替、○年度○○の報告もれ又は売渡取消し。売払取消し等、〔減〕売渡し、売払い、○○へ所管換、○○へ所属替、○年度○○の報告もれ又は買収取消し等。）又は貸付けの態様の変動（〔増〕○○より区分変更又は内容改定等。〔減〕○○へ区分変更、内容改定、解約又は解除等。）を記入する。

3　貸付けの態様の変動の記入に当っては、次の点に留意すること。

○○より区分変更…未貸付地を貸付けしたとき、貸付地を未貸付けにしたとき、旧法第９条等継続貸付けを旧令第15条の２農耕貸付けにしたとき又は旧法第９条等継続貸付け若しくは旧令第15条の２農耕貸付けを転用貸付けしたときに用いる。

○○へ区分変更……未貸付けが貸付けされたときに用いる（貸付地が未貸付け又は他の条項の貸付けになるときの減は、解除又は解約とし、備考欄に○○へ区分変更と記入する。）。

内容改定……従前の数量及び金額と、改定後の数量及び金額との差引増減額を記入し、備考欄に改定の原因（土地改良事業又は土地区画整理による換地、使用料改定、誤謬訂正等）を記入する。

4　「使用料」欄には、貸付通知書の使用料年額を記入する。

5　年度を経過するごとに横線を画し、その年度間における増減を集計し、差引現在額を記入する。

6　貸付区分　各葉の現在額を合算したものは、国有財産台帳の現在額と一致する。

様式例第５号の11

（表　　紙）

国　有　農　地　等　貸　付　総　括　簿

一　般　会　計　所　属

普　通　財　産

農　林　水　産　省

地 方 農 政 局 名

（記載要領）

貸付総括簿は、都道府県の貸付簿の総括部分の写しを、年度別及び貸付区分別に仕切紙を挟んで都道府県順にとじ合わせ、年度ごとに集計表を付して作成する。

（集　　計　　表）

年　度														地方農政局名	
都道府県名	貸付区分	増				減				現在				未貸付	
		件数	筆数	数量	使用料	件数	筆数	数量	使用料	件数	筆数	数量	使用料	筆数	面積
		件	筆	㎡	円	件	筆	㎡	円	件	筆	㎡	円	筆	㎡
	旧法第９条等継続貸付け														
	旧令第15条の２農耕貸付け														
	計														
	転用貸付け														
	合計														
	旧法第９条等継続貸付け														
	旧令第15条の２農耕貸付け														

（記載要領）

集計表は、総括の各集計欄を転記して作成する。未貸付けについては、その現況及び未貸付けとなっている理由を調査して未貸付地調査表（様式例第５号の12）を作成して集計表に添付する。

様式例第５号の12

未　貸　付　地　調　査　表（国有農地等）

年度

都道府県名

区分			数量			備考
現況	事由		筆数	件数	面積	
農耕又は採草放牧地	貸付予定地	前年度以前買収分 ①	筆	件	㎡	
		当該年度買収分 ②				
	売渡予定地	前年度以前買収分 ③				
		当該年度買収分 ④				
	要境界確定（境界不明）境界紛争等 ⑤					
	要耕作者確認（無断耕作） ⑥					
	買収取消検討中（買収取消訴訟・取消手続中を含む） ⑦					
	貸付保留	所在区域による（５号該当） ⑧				
		相手方の資格による ⑨				
	要所在地確認 ⑩					
	その他 ⑪					
	小計					
宅地又は宅地見込地	転用済	公用・公共用 道路・河川等 ⑫				
		公用・公共用 その他 ⑬				
		公用・公共用以外 ⑭				
	転用借受手続き中 ⑮					
	買収取消検討中（買収取消訴訟・取消手続中を含む） ⑯					
	その他 ⑰					
	小計					
その他	農道・水路等 ⑱					
	災害き損地（旧令16条１項６号該当） ⑲					
	借受希望のないもの	過疎（７号該当） ⑳				
		土質不良・急傾斜通作等不便等 ㉑				
	所在不明（公図又は登記簿がないもの） ㉒					
	その他 ㉓					
	小計					
合計						

（記載要領）

1　合計は、地方農政局が作成している国有農地等貸付総括簿の貸付未済の数量と一致するようにする。

2　「貸付保留」は借受申込みの有無にかわらず、⑧、⑨いずれかの観点から、積極的に未貸付けのまま管理すべきであると判断したものをいう。

3　「要所在確認」は、所在が不明であれば現況が農地等であるか不明であるとしても、字、地番等から、その周辺が農地等であるときは⑩に分類し、通常なし得る程度の調査を了してなお所在不明の場合には㉒に分類する。

4　「転用済」のうち⑫は、国、地方公共団体等転用の相手方を特定できる道路、河川、堤防等をいうものであり、転用者を特定し難い道水路は⑱に分類する。

5　「その他」の数量が多い場合は、その主な内容を備考欄に記載する。

様式例第５号の13

国 有 財 産 貸 付 申 込 書

平成　　年　　月　　日

都道府県知事　殿

住　所
氏　名　　印
職　業

農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）第１条の規定による改正前の農地法施行令（昭和27年政令第445号）第15条の２の規定により、下記のとおり借受申込みを致します。

記

１	借受けを希望する土地等の表示	別紙のとおり 合計　筆　　㎡
２	希望する借受けの始期及びその期間	平成　年　月　日から１年間
３	希望する使用料	都道府県知事の交付する貸付通知書の記載による。
４	希望する使用料の支払の方法	歳入徴収官の発行する納入告知書の記載による。
５	借受けの附帯条件	都道府県知事の交付する貸付通知書の記載による。
６	その他参考となるべき事項	
７	添付書類	別添第○○号から第○○号まで

この借受申込みのとおり貸し付けることを適当と認めます。

平成　年　月　日

農業委員会会長　　印

別紙

土地の所在（地区名）		（地区）　　市　町　村		
字・地番（見込地番）		地　目	面 積（㎡）	備　　考
計	筆			

（記載要領）

1　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

2　氏名（法人にあってはその代表者氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。

3　添付書類

(1)　自作地（耕作の事業を行う者が所有権に基いてその事業に供している土地）及び借入地の面積並び自家労力、役畜及び機械装備の状況を記載した書面（「農地法関係事務処理要領」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）別紙１の様式例第１号の１に定める別添など）

(2)　申込者が団体であるときは、定款、寄附行為、規約、申込みに係る土地等につき耕作又は養畜の業務に従事すべき団体員の数及び管理方法

(3)　将来、当該土地について国から所有権の移転を受ける場合には、耕作権等何らの権利主張を行わない旨の誓約書

(4)　用途が試験研究若しくは農事指導の用に供するものであるときは、当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人と申込者との間における売買の予約書

様式例第５号の14

国有財産貸付通知書

第　　号
平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　殿

都道府県知事　　印

平成　年　月　日付けをもって借受けの申込みのあった国有財産については、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）第１条の規定による改正前の農地法施行令（昭和27年政令第445号）第15条の２の規定に基づき、下記により貸付けをします。

記

１　国有財産の表示及び使用料

			（地区）　　市 町 村	
字・地番 （見込地番）	地　目	面　積（㎡）	使用料（円）	備　　考
計				

２　貸付期間　平成　年　月　日から１か年
ただし、期間満了前に一方から別段の申入れがないときは、更新するものとします。

３　使用料の支払方法
(1)　使用料は年額とし、毎年１回歳入徴収官の発行する納入告知書又は市町村長の発行する納入通知書による納期限（毎年　月　日）までに支払うものとします。ただし、合意による解約又は賃借権の譲渡が納期限前に行われるときは、借受者は、貸付けの日（更

新された場合にあっては更新の日)の属する月から解約の日又は賃借権の譲渡の日の属する月までの月数による月割計算によって算出した使用料を解約の同意又は賃借権の譲渡があったときに支払うものとします。

(2)　借受者は使用料を納期限内に支払わないときは、納期限の翌日から支払いの日までの間年利５パーセントの割合で計算した金額を延滞金として支払うものとします。

(3)　借受者は、既納の使用料については、返還請求を行わないものとします。

４　その他貸付けの条件

(1)　用排水費等の経常費及び修繕改良費で都道府県知事の認めるもの以外のもの並びに借受物件に関し生じた第三者に対する損害賠償で都道府県知事の認めるもの以外のものは借受者の負担とします。

(2)　借受者は借受物件を転貸し、又は賃借権を譲渡しすることはできません。ただし、賃借権の譲渡について都道府県知事の同意を得た場合はこの限りではありません。

(3)　借受者は都道府県知事の承認なくして、自ら又は第三者に借受物件の変更又は施設の構築をなし、又はなさしめません。

(4)　都道府県知事は次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することがあります。

①　借受者において(2)又は(3)の行為があったとき。

②　借受者が使用料を理由なく滞納したとき。

③　借受者において、貸付条件に違反し、又は信義に反する行為があったとき。

(5)　この契約の解除、解約又は貸付期間の満了(更新された場合を除く。)があったときは、借受者は借受物件を((3)の原因で解除されたときは借受者の負担で原状回復の上)都道府県知事の指定する期間内に返還するものとします。

(記載要領)

１　相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

２　記の２の月日は、なるべく会計年度に合致させるよう４月１日とする。

３　記の３の(1)の納期(括弧内の月日)は、11月下旬から12月までの間(一般の貸付料の納期である収穫期以後)のいずれかの日を定めて記入する。

４　納期限前に当該土地の所有権移転が行われるときには、都道府県知事は使用料の請求を行わない。

５　記の４の(1)から(5)のほか特に付すべき条件(例えば、作付けの指定を行う等)がある場合には、それらの条件を付加することができる。

様式例第５号の15

第　　号	平成 年 月 日

国 有 農 地 等 貸 付 書

貸　主　農林水産省所管
　　国有財産管理者　　都道府県知事　印

借受人　住　所
　　氏　名　　印

貸主（以下「甲」という。）及び借受人（以下「乙」という。）は、次により賃貸借契約を相互に確認します。この書面は３通作成し、都道府県知事、農業委員会及び借受人が各１通を所持します。

１　国有財産の表示及び使用料

所在・地番	地 目	面 積(㎡)	使 用 料	備　　考
計				

２　貸付期間　　平成　年　月　日から１か年間　　ただし、期間満了前に一方から別段の申入れがないときは、期間の更新をするものとします。

３　使用料の支払方法

(1)　使用料は年額とし、毎年１回歳入徴収官の発行する納入告知書又は市町村長の発行する納入通知書により納期限(毎年　月　日)までに支払うものとします。ただし、合意による解約又は賃借権の譲渡が納期限前に行われるときは、乙は解約の日又は賃借権の譲渡の日の属する月までの月数による月割計算によって算出した使用料を解約の同意又は賃借権の譲渡があったときに支払うものとします。

(2)　乙は、使用料を納期限内に支払わないときは、納期限の翌日から支払の日までの間

年利５パーセントの割合で計算した金額を延滞金として支払うものとします。

(3)　乙は、既納の使用料については、返還請求を行わないものとします。

４　その他貸付けの条件

(1)　用排水費等の経常費及び修繕改良費で甲の認めるもの以外のもの並びに借受物件に関して生じた第三者に対する損害賠償で甲の認めるもの以外のものは乙の負担とします。

(2)　乙は、借受物件を転貸し、又は賃借権を譲渡しすることはできません。ただし、賃借権の譲渡について甲の同意を得た場合は、この限りではありません。

(3)　乙は、甲の承認なくして、自ら又は第三者に借受物件の変更又は施設の構築をなし、又はなさしめません。

(4)　甲は、次の一に該当するときは、この契約を解除することがあります。

①　乙において、(2)又は(3)に反する行為があったとき。

②　乙が使用料を理由なく滞納したとき。

③　乙において、貸付条件に違反し、又は信義に反する行為があったとき。

(5)　この契約の解除、解約又は貸付期間の満了(更新された場合を除く。)があったときは、乙は、借受物件を((4)の原因で解除されたときは乙の負担で原状回復の上)甲の指定する期間内に、甲に返還するものとします。

(記載要領)

１　相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

２　３の(1)の納期限(括弧内の月日)は11月下旬から12月までの間(一般の貸付料の納期である収穫期以後)のいずれかの日を定めて記入すること。

３　納期限前に当該土地の所有権移転が行われたときには、都道府県知事は使用料の請求を行わない。

様式例第５号の16

国有財産転用借受申込書

平成　　年　　月　　日

都道府県知事（地方農政局長）　殿

住　所
氏　名　　印
職　業

農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）第１条の規定による改正前の農地法施行令（昭和27年政令第445号）第15条の２の規定により下記のとおり借受申込みを致します。

記

１	借受けを希望する土地等の表示	別紙１のとおり 合計　　筆　　㎡
２	希望する借受けの始期及びその期間	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで
３	希望する使用料	都道府県知事（地方農政局長）の交付する貸付通知書の記載による。
４	希望する使用料の支払方法	都道府県知事（地方農政局長）の発行する納入告知書の記載による。
５	借受けの附帯条件	都道府県知事（地方農政局長）の交付する貸付通知書の記載による。
６	転用事業計画	別紙２のとおり

（記載要領）

１　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

２　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。

３　必要に応じて申請物件の利用計画書、事業計画書及び次に掲げる書類のほか、その他必要と認められる書類（印鑑証明書等）等を添付して提出してください。

(1) 公共団体の場合

①　公共団体の議決機関の議決を要する場合 議決書の写し

なお、執行機関の専決処分に属するものであるときは、その根拠となる条例の条項（土地改良法（昭和24年法律第195号）に定める土地改良区及び同連合並びに水害予防組合法（明治41年法律第50号）に定める水害予防組合及び同連合にあっては、定款又は組合規約の写し）

②　予算措置を要する場合 経費の支出を明らかにした予算書

(2) 法人の場合(上記(1)の場合を除く。）は、名称、住所及び代表者等を記載した登記事項証明書、資格証明書、定款並びに最近の損益計算書、貸借対照表、財産目録及び営業報告書（会社以外の法人にあっては、財産目録）

(3) 個人の場合

①　住民票の写し又は居住証明書

②　申請者が制限行為能力者である場合 法定代理人、保佐人、補助人若しくは成年後見人の同意書又は法定代理人が代理することを明示した書類

(4) その他

①　相手方の代理人が申請する場合 代理人であることを証する書面

②　監督官庁の許可又は認可を要するものである場合 許可書若しくは認可書（内認可書を含む。）若しくはその謄本又は許可若しくは認可があった旨の証明書

③　利害関係人の同意を必要とするものである場合 同意書

④　申請物件が土地、建物又は工作物である場合 申請物件の案内図

⑤　減額貸付け、無償貸付け、減額売払い又は譲与の申請にあっては、その根拠となる法令の条項に該当することを証する書類

⑥　延納の場合 納税証明書

⑦　申込みに係る土地等につき賃借権その他の権利を有する者がある場合はその者の同意書

⑧　位置図(案内図)、公図写し、実測図及び求積表(同一転用計画内の他の土地等を併せて記入すること。）

⑨　施設の配置図

⑩　転用後、当該土地が売り払われるときにおいて、買受人は、国の認める特殊事情による修正のほか何らの権利主張を行わない旨の誓約書

４　希望する借受けの始期は、使用開始予定年月日とし、その期間は原則として18か月以内とします。

５　転用事業計画は、別紙２に記載の上、添付してください。

別紙１

土　地　等　の　表　示

			（地区）　　市 町 村			
字・地番 （見込番地）	地 目	数量又は 面積（㎡）	利用状況	10ａ当たり 普通収穫高	耕 作 者 住所氏名	国有成年月日 及びその根拠
計						

（記載要領）

「国有成年月日は及びその根拠」欄には、自作農財産となった年月日及び買収、先買、強制譲渡等の取得理由を記入する。

別紙２

転用事業計画書

<table>
<tr><td>1　借受けを希望する土地を選定した理由、選定の経緯</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">2　借受けを希望する土地の所在・地番・地目・面積・利用状況・普通収穫高及び耕作者の氏名</td><td>所　在</td><td>地　番</td><td colspan="2">地目</td><td>面積
(㎡)</td><td>利用状況</td><td>10a当たり
普通収穫高</td><td>耕作者の
氏　　名</td><td>市街化区域・市街化調整区域その他の区域の別</td></tr>
<tr><td>登記簿</td><td>現況</td></tr>
<tr><td>市 町 村</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="9">計　　㎡（田　　㎡、畑　　㎡）</td></tr>
<tr><td rowspan="9">3転用計画</td><td rowspan="2">(1)転用事由の詳細</td><td colspan="2">用　途</td><td colspan="6" rowspan="2">事由の詳細</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(2)事業の操業期間又は施設の利用期間</td><td colspan="8">年　　月　　日から　　か月</td></tr>
<tr><td rowspan="7">(3)転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要</td><td>工　事　計　画</td><td colspan="2">名　　称</td><td>棟　　数</td><td colspan="2">建築面積(㎡)</td><td colspan="2">所要面積(㎡)</td></tr>
<tr><td>土　地　造　成</td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>建　　築　　物</td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>小　　計</td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工　　作　　物</td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>小　　計</td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>計</td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>4資金調達についての計画</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>5転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>6その他参考となるべき事項</td><td colspan="9"></td></tr>
</table>

（記載要領）

1　借受けを希望する土地を選定した理由、選定の経緯は、できるだけ詳細に記載してください。

2　「利用状況」欄には、田にあっては二毛作、一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑、その他の別を記載してください。

3「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申込土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。

4　「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合は、できる限り工事計画を６か月単位で区分して記載してください。

5　申込に係る土地が市街化調整区域内にある場合は、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第１項各号の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第１号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第１項第３号ロからホのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときはその旨及びその理由を、「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

様式例第５号の17

国 有 財 産 転 用 貸 付 通 知 書

第　　号
平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　殿

都道府県知事　　印

平成　年　月　日付けをもって借受けの申込みのあった国有財産については、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）第１条の規定による改正前の農地法施行令（昭和27年政令第445号）第15条の２の規定に基づき、下記により貸付けをします。

記

１　国有財産の表示　　合計　　筆　　㎡
２　用途
３　貸付けの期間　　平成　年　月　日から
　　平成　年　月　日まで
４　使用料年額　　金　　円
５　使用料の支払方法
(1)　使用料は、４に定める使用料年額の12分の１に毎年度の使用月数（１月に満たないときには、日割計算とします。）を乗じて得た額とし、借受人は、毎年１回使用料を歳入徴収官の発行する納入告知書により納期限内に支払うものとします。
(2)　借受人は、使用料を納期限内に支払わないときは、納期限の翌日から支払の日までの間、年利５パーセントの割合で計算した金額を延滞金として支払うものとします。
６　その他貸付けの条件
(1)　借受人は、貸付期間満了前までには貸付申込書に記載のとおりの工事を完了するものとし、完了後はすみやかにその旨を都道府県知事に届け出るものとします。
(2)　借受人は、貸付けの更新をしようとする場合には、都道府県知事の同意を得なければなりません。
(3)　都道府県知事は、貸付けの更新を同意するに当たって使用料の変更をすることがあります。
(4)　借受人は、都道府県知事の同意を得ないで、事業計画を変更し、借受けに係る土地及び物件の用途を変更し、若しくは転貸し、又は使用する権利を譲渡することはできません。

(5)　都道府県知事は、次のいずれかに該当するときは、貸付解除通知書により貸付けを解除することがあります。

(ｱ)　借受人において、(4)に反する行為があったとき。

(ｲ)　借受人が使用料を理由なく滞納したとき。

(ｳ)　借受人において、以上のほか貸付けの条件に違反し、又は信義に反する行為があったとき。

(6)　貸付けが解除され若しくは貸付期間が満了(更新された場合を除く。)したときは、借受人は、遅滞なく借受けに係る土地及び物件を自らの負担により貸付け当時の原状に回復して、都道府県知事の指定する期日までに返還するものとします。

(7)　貸付けの解除をしたときは、前納の使用料を返還しません。

(8)　借受けに係る土地及び物件の維持及び利用に関する一切の費用は、借受人の負担とします。

(記載要領)

1　相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

2　無償貸付けとする場合には、「４　使用料年額」の「金　　円」は、「無償」と記載する。また、５並びに６の(5)の(ｲ)及び(7)を削除し、これ以外の条項を適宜修正するものとする。

様式例第５号の18

転　用　使　用　料　算　定　調　書

転用借受人 住所氏名		用　途	
土地の所在地			
①　面　積	㎡（実測面積又は仮換地面積）		
摘　要	価格又は割合	備　考	
②平成　年１月１日の○○としての固定資産税課税標準額	（㎡当たり） 円 ⓐ	比準地、 地番・面積・課税標準額（総額） 円	
③造成費（見積額）	（㎡当たり） 円 ⓑ	別添見積書（又は支出明細書）による。 （総金額）円 ÷（実測面積）	
④格差修正率	％ ⓒ	私道・袋地・無道路地・高圧線下地・崖地・その他（　　）	
単価	（㎡当たり） 円 ⓓ	（ⓐ－ⓑ）×ⓒ×使用料率	
総額	円 ⓔ	ⓓ×実測面積	
固定資産税	円 ⓕ		
都市計画税	円 ⓖ		
国有財産特別措置法による減額	円 ⓗ	適用条項 適正規模 減額率　％　㎡ （適用面積）	
使用料年額	円 ⓘ	ⓔ－ⓕ－ⓖ 又はⓔ－ⓗ（減額適用のない場合はⓔと同額）	

（記載要領）

１　①は、国有財産台帳面積（１筆の１部を貸付けるときは、全面積と貸付面積）を記入し、実測面積（土地区画整理事業に係る仮換地中の土地については、仮換地面積）を括弧書する。

２　②の摘要欄の○○には、貸付けの始期の属する年及び用途に相応する地目（宅地、山林等）を記入し、ⓐは、その地目としての当該地又は比準地の課税標準額（㎡当たり）を記入し、備考欄にはⓐの基礎とした土地の表示等を記入する。

３　③は、転用借受申込書の内容からみて造成費の控除を要すると認められる場合（山林、原野等に大規模（約５ha以上）な造成工事をするとき又は水田、沼地等の埋立て等）にのみ記入し、ⓑは、転用計画書の造成費の見積額（造成済みの場合は支出明細書）により妥当と認められる額（控除した額が貸付前の当該土地の時価を下回らない範囲の額）を記入する。

４　④は、貸付地の個別要因が①の比準地のそれと著しく異なる場合にのみ記入し、備考欄の該当項目を○で囲む。

５　ⓓは、備考欄の算式によるものとし、使用料率は転用使用料基準に定めるところにより用途、相手方によって適用すべき率を記入する。

６　ⓕ及びⓖは、借受者に課税される場合には当該課税額相当額を記入する。

７　ⓗはⓔに減額率を乗じた額とし、備考欄に適用条項及び減額率を記入する。

様式例第５号の19

使 用 料 額 改 定 予 告 通 知 書

第　　号
平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　殿

都道府県知事　　印

昭和（平成）　　年　　月　　日付け国有財産貸付通知書（貸付書）をもって貴殿に貸付け中の国有財産について、平成　　年度分からの使用料を改定する予定です。

新使用料は、農地法第52条に基づく農業委員会の提供等による当該貸付けの対象となる農地の近傍類似農地の借賃等を十分考慮し、当該貸付の対象となる農地の生産条件等を勘案して算出した額を基礎として算出します。

つきましては、この通知書受領の日から１か月以内に別添承諾書を当職あてに提出してください。期限までに提出がない場合には、使用料の改定について御了承いただいたものとして使用料の変更を行いますので、あらかじめ御了知ください。

（記載要領）

相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

様式例第５号の20

使 用 料 額 改 定 予 告 通 知 書

第　　号
平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　殿

都道府県知事　　印

昭和（平成）　　年　　月　　日付け国有財産転用貸付通知書をもって貴殿に貸付け中の国有財産について、平成　　年度分からの使用料を改定する予定です。

新使用料は、前回改定時（使用料決定時）の算定額を基礎として算出します。

従前の使用料より新使用料が上回る場合には、従前の使用料の1.05倍を超えないこととし、漸増させるよう調整措置をとることとしています。

また、従前の使用料より新使用料が下回る場合は、従前の使用料の0.85倍を下回らない範囲で漸減させるよう調整措置をとることとしています。

つきましては、この通知書受領の日から１か月以内に別添承諾書を当職あてに提出してください。期限までに提出がない場合には、使用料の改定について御了承いただいたものとして使用料の変更を行いますので、あらかじめ御了知ください。

（記載要領）

相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

様式例第５号の21

整 理 番 号	

承　　諾　　書

平成　　年　　月　　日

知事　殿

住　所
氏　名　　印

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号の使用料改定予告通知書を受領し、承知しました。

（記載要領）

１　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

２　氏名（法人にあってはその代表者氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。

３　この承諾書は、使用料額改定予告通知書を受領した日から１か月以内に提出してください。

様式例第５号の22

国有財産使用料額変更通知書

第　　号
平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　殿

都道府県知事　　印

平成　年　月　日付け　第　号○○貸付通知書（貸付書）により貴殿に貸し付けている国有財産の使用料の額は、貸付けの条件に基づきこの度下記のとおり変更することに決定し、平成　　年度分から適用しますから御承知ください。

記

国有財産の表示　　市　町　村

外　　筆

地　積　　㎡

新使用料額　　年　額　　円（㎡当たり　　円）

（記載要領）

１　転用貸付けについては、新使用料欄の「年額　　円（㎡当たり　　円）」を
「平成　　年度においては　　円
平成　　年度においては　　円
平成　　年度においては　　円」とし、改定年度から３年分を一括して記載する。

２　相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

様式例第５号の23

使用料額改定一覧表（国有農地等／開拓財産）
（農耕貸付け）

都道府県名

整理番号 A	貸付区分 B	貸付通知書年月日、番号 C	借受人 D		土地の表示 E		従前の使用料 F	改定使用料 G	承諾の有無 H	通知年月日 I	備考
			住所	氏名	所在・地番	面積					

（記載要領）
１　旧国有農地等と開拓財産は、それぞれ別葉として作成すること。
２　Ｂ欄には、旧法第９条等継続貸付けについては「継続」、旧令第15条の２農耕貸付けについては「15－２」と記入する。
３　Ｃ～Ｆ欄には、改定年度の前年度末現在における貸付簿に基づいて記入する。借受人の住所氏名は法人の場合は住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者氏名をそれぞれ記入する。
４　Ｇ欄には、処理基準の別紙２の第６の２の(3)の①により算出した改定使用料を記入する。
５　Ｈ欄には、承諾書のあるものに○印を記入する。
６　Ｉ欄には、変更通知書の交付年月日を記入する。

様式例第５号の24

使用料額改定一覧表（国有農地等／開拓財産）
（転用貸付け）

都道府県名

整理番号 A	貸付通知書年月日、番号 B	借受者 C		土地の表示 D		従前の使用料 E	算定額 F	スライド率 G	調整内容 H	改定使用料 I	承諾書の有無 J	通知年月日 K	備考
		住所	氏名	所在・地番	面積								

（記載要領）

１　国有農地等と開拓財産は、それぞれ別葉として作成する。

２　Ａ欄には、転用使用料基準の注１の用途区分により、「住宅用」、「非営利用」及び「営利用」と表示し、それぞれの末尾に連番を付して記入する。

３　Ｂ～Ｅに欄は、改定年度の前年度末現在における貸付簿に基づいて記入する。借受人の住所氏名は法人の場合は住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者氏名をそれぞれ記入する。

４　Ｆ欄には、転用使用料基準の２の(1)により算出した額を記入する。

５　Ｇ欄には、小数点以下第５位を切り捨ての上、第４位まで記入する。

６　Ｈ欄には、転用使用料基準の２の(3)に基づき調整したものについて、その内容ごとに記入することとし、アによる場合は「漸増」、イによる場合には「漸減」と記入する。

７　Ｉ欄には、転用使用料基準の２に基づき算定した改定使用料額を記入するものとし、改定年度の途中から改定使用料を適用するものについては、備考欄に新・旧の使用料適用期間及びその額を記入の上、月割り計算結果を記入する。

８　Ｊ欄には、承諾書のあるものに○印、第５の４の(4)のイにより使用料を修正したものには×印を記入する。

９　Ｋ欄には、変更通知書の交付年月日を記入する。

様式例第５号の25

耕作状況報告書について

番　　号
平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　殿

都道府県知事　　印

貴殿に貸し付けている土地について、別紙によりその耕作状況等について折り返し回答願います。

なお、この土地については、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定等に基づきできるだけ早期に処分していく方針ですので申し添えます。

（記載要領）

１　相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

２　別紙は、様式例第５号の26によること。

様式例第５号の26

耕　作　状　況　報　告　書

平成　　年　　月　　日

都道府県知事　殿

住　所
氏　名　　印

私が借りている土地について、今年度の耕作状況等について下記のとおり報告します。

記

１　借受地の所在・地番

面　　積　　㎡

２　借受地の耕作状況

(1) 作付け作物名

(2) 耕作従事日数（過去１年間）　　日

(3) 自家用・販売用の別

３　借受地についての今後の意向

（次の中から選んで該当するものに○印を付して下さい。）

(1) 取得したい

(2) 耕作をやめたい（返地したい）

(3) 当面は耕作を継続したい

(4) その他（具体的に：　　）

（留意事項）

国からの直接の買受けを望まれた場合であっても他法令との関係から売払いが具体化するまでに相当の長期間を要する場合又は売払いができない場合もありますのであらかじめ御了知下さい。

（記載要領）

１　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

２　氏名（法人にあってはその代表者氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。

３　この様式例は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第２項に該当しない土地の農耕貸付地に適用します。

様式例第５号の27

耕作状況報告書について

番　　号
平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　殿

都道府県知事　　印

貴殿に貸し付けている土地について、別紙によりその耕作状況等について折り返し回答願います。

なお、この土地については、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第２項に基づき買収前の所有者又はその一般承継人へ売り払うなど、できるだけ早期に処分していく方針ですので申し添えます。

（記載要領）

１　相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

２　別紙は、様式例第５号の28によること。

様式例第５号の28

耕作状況報告書

平成　年　月　日

都道府県知事　殿

住　所
氏　名　　印

私が借りている土地について、今年度の耕作状況等について下記のとおり報告します。

記

１　借受地の所在・地番

面　積　　㎡

２　借受地の耕作状況

(1) 作付け作物名

(2) 耕作従事日数（過去１年間）　　日

(3) 自家用・販売用の別

３　借受地についての今後の意向

（次の中から選んで該当するものに○印を付して下さい。）

(1) 旧所有者等へ売り払われた後取得したい

(2) 耕作をやめたい（返地したい）

(3) 当面は耕作を継続したい

(4) その他（具体的に：　　）

（留意事項）

国からの直接の買受けを望まれた場合であっても、他法令との関係から売払いが具体化するまでに長期間を要する場合又は売払いができない場合もありますのであらかじめ御了知下さい。

（記載要領）

１　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

２　氏名（法人にあってはその代表者氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。

３　この様式例は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第２項に該当する土地の農耕貸付地に適用します。

様式例第５号の29

転用借受状況報告書について

番　　号
平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　殿

都道府県知事　　印

貴殿に貸し付けている土地について、別紙によりその利用状況等について折り返し回答願います。

なお、この土地については、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項等の規定に基づきできるだけ早期に処分していく方針ですので申し添えます。

（記載要領）

１　相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

２　別紙は、様式例第５号の30によること。

様式例第５号の30

転用借受状況報告書

平成　　年　　月　　日

都道府県知事　殿

住　所
氏　名　　印

私が借りている土地について、今年度の利用状況等について下記のとおり報告します。

記

１　借受地の所在・地番

面　　積　　㎡

２　借受地の利用状況

現在の利用用途

（「現住の住宅用地」等具体的に記入して下さい。）

３　借受地についての今後の意向

（次の中から選んで該当するものに○印を付して下さい。）

(1) 取得したい

(2) 借受けをやめたい（返地したい）

(3) 当面は借受けを継続したい

(4) その他（具体的に：　　）

（留意事項）

国からの直接の買受けを望まれた場合であっても、他法令との関係から売払いが具体化するまでに長期間を要する場合又は売払いができない場合もありえますのであらかじめ御了知ください。

（記載要領）

１　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

２　氏名（法人にあってはその代表者氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。

３　この様式例は農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第２項に該当しない土地の転用貸付地に適用します。

様式例第５号の31

転用借受状況報告書について

番　　号
平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　殿

都道府県知事　　印

貴殿に貸し付けている土地について、別紙によりその利用状況等について折り返し回答願います。

なお、この土地については、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第２項に基づき買収前の所有者又はその一般承継人へ売り払うなど、できるだけ早期に処分していく方針ですので申し添えます。

（記載要領）

１　相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

２　別紙は、様式例第５号の32によること。

様式例第５号の32

転用借受状況報告書

平成　　年　　月　　日

都道府県知事　殿

住　所
氏　名　　印

私が借りている土地について、今年度の利用状況等について下記のとおり報告します。

記

１　借受地の所在・地番
　　面　　積　　㎡
２　借受地の利用状況
　　現在の利用用途
　　（「現住の住宅用地」等具体的に記入して下さい。）
３　借受地についての今後の意向
　　（次の中から選んで該当するものに○印を付して下さい。）
　　(1)　旧所有者等へ売り払われた後取得したい
　　(2)　借受けをやめたい（返地したい）
　　(3)　当面は借受けを継続したい
　　(4)　その他（具体的に：　　）

（留意事項）

（記載要領）
１　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
２　氏名（法人にあってはその代表者氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。
３　この様式例は農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第２項に該当する土地の転用貸付地に適用します。

様式例第５号の33

国 有 財 産 貸 付 契 約 解 除 通 知 書

第　　号
平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　殿

都道府県知事　　印

平成　年　月　日付け　第　　号○○貸付通知書(貸付書)による貸付けは、下記のとおり解除します。

記

１　解除の別(全部・一部)

２　解除した土地等の表示　　合計　　筆　　㎡

３　解除の理由

４　目的物の引渡しの方法

(農耕貸付けの解除の場合)
上記賃貸借契約の解除につき農地法第18条の規定による許可があったことを証します。

平成　　年　　月　　日付け　第　　号

都 道 府 県 知 事
印

(記載要領)
相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

様式例第５号の34

貸 付 け の 解 約 申 入 書

平成　　年　　月　　日

都道府県知事　殿

住　所
氏　名　　印

平成　　年　月　日付け　第　　号国有財産貸付通知書（国有農地等貸付書）による貸付契約について、農地法第18条第１項第２号に定める合意による解約をしたいので、下記により申し入れます。

記

１　解約を希望する土地等の表示
２　解約の申入れ事由
３　土地の引渡し時期　　解約の申入れの日から６か月以内で知事の指定する日

（記載要領）
１　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
２　氏名（法人にあってはその代表者氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。

解　約　同　意　書

上記申入れに対して異議ないので、　　年　　月　　日付け　　第　　号による貸付契約は、本日をもって合意による解約をすることに同意します。
なお、合意による解約の日までの使用料(別添納入告知書のとおり)を納入し、平成　年　月　日までに現地において土地の引渡しをしてください。

貸付相手方　殿

平成　　年　　月　　日

都道府県知事　　印

様式例第５号の35

整　理　替　調　書

整理替　平成　年　月　日

<table>
<tr><td colspan="2">口　座　名</td><td colspan="2"></td><td>県台帳の

索引番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">所　　在</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">沿　革</td><td rowspan="3">取　得</td><td>取得年月日</td><td></td><td>取得根拠</td><td></td></tr>
<tr><td>取 得 数 量</td><td></td><td>取得価格</td><td></td></tr>
<tr><td>相　手　方
氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">処　分
等</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">平成 年 月 日
現　　在</td><td>数　　量</td><td></td><td>台帳価格</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">整　理　替</td><td>数　　量</td><td></td><td>台帳価格</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">貸　　付</td><td>年　月　日</td><td></td><td>番　　号</td><td></td></tr>
<tr><td>数　　量</td><td></td><td>使 用 料</td><td></td></tr>
<tr><td>相手方氏名</td><td></td><td>用　　途</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">台 帳 整 理</td><td>都道府県台帳登載</td><td>年　月　日</td><td>扱者印</td><td></td></tr>
<tr><td>農政局台帳登載</td><td>年　月　日</td><td>扱者印</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td colspan="2">整理№</td></tr>
</table>

（記載要領）

１　この調書は、都道府県（以下「県」という。）から地方農政局（以下「局」という。）へ開拓財産の整理替をするときに、県が開拓財産台帳（口座別）（以下「台帳」という。）に基づいて２部作成（二重枠内を除く。）する。また、局から県へ整理替するときは、局が２部作成する（朱書による。）。

なお、整理替を受けた者は、当該調書に基づき、それぞれの台帳に登載し、調書に所要の記入、押印の上、１部を返送する。

２　「整理替年月日」は、転用貸付け又は貸付け解除の日とする。

３　「取得根拠」は、旧民有地については買収の条項を、旧国有地については「所管換」又は「所属替」と記入する。

４　「取得数量」及び「取得価格」は、当該口座の取得当時における総額を記入する。

５　「処分等」は、取得から現在までの売渡し（数回に分割して売渡しされている場合には売渡しの合計数額及び回数）、実測、土地改良等工事の有無、その他現在の数額となるまでの経緯の概要を記入する。

６　「平成　年　月　日現在」の数量及び台帳価格は、整理替しようとする時点における県の開拓財産台帳の現在額欄の数量及び価格を記入する。

７　「貸付」欄には、局が転用貸付通知書から所要事項を記入する。

なお、貸付けを省略して直ちに不要地認定及び売払いをする場合には、「数量」、「相手方」及び「用途」のみを括弧書する。

８　「備考」欄には、局から県へ整理替をする場合の理由等を記入する。

９　「台帳整理」欄には、整理替年月日にかかわりなく、現実にそれぞれの台帳扱者が台帳登載を行ったときに記入、押印する。

10　「整理№」は、局における当該調書のとじ合わせた順に通し番号を記入し、局の台帳の備考欄にも当該№を記入する。

様式例例第５号の36

被　害　報　告　書

平成　　年　　月　　日

農林水産大臣　殿

都道府県知事　　印

国有財産が滅失き損したので、下記のとおり報告する。

記

部局名				部局長の官職氏名						
口座名				監督責任者の官職氏名						
滅失き損の場所					滅失き損年月日					
滅失き損場所の原因となった事実の詳細										
台帳記載事項及び滅失き損の程度	財産区分	種目	名称	地目・構造	取得条項・取得年月日	数量(㎡)	台帳価格	程度	損害見積額	備考
	計									
犯罪に関係がある場合は、その被疑者の住所氏名										
平素における管理状況の詳細										
滅失き損事実の発見の動機										
同,発見後の措置										
損害補てんの状況及び損害全部が補てんされていない場合は将来の補てん見込										
損害賠償の訴を提起したときは　その年月日及び訴訟の進行状況										
訴訟が提起されたときはその年月日及び訴訟の進行状況										
職員その他関係者に対する懲戒処分等の状況										
その他参考となる事項										

（記載要領）

１　添付書類は、当事者の始末書、損害金の支払確約書、損害見積額の算定内訳、市町村長（農業委員会長）の被害現況確認証明書、所轄警察署長に提出した被害届写、現場写真等とする。

２　この報告書は、国有財産増減及び現在額計算書の証拠書類として会計検査院に提出するため２部作成すること。

３　損害見積額が500万円を超えるときは、財務省にも通知するため３部作成すること。

様式例第５号の37

引　　継　　調　　書

１　引継ぐ国有財産の表示

所　　在	区分	種目	数量（㎡）	価格（円）

２　国有財産の現況・状況等

３　取得根拠及び取得年月日

４　農地法第47条第１項の規定による認定の根拠及び認定年月日

５　公共・公用利用計画の確認状況

６　相手部局の受渡責任者官職氏名

７　その他必要な事項　　別紙のとおり

［別添添付］

様式例第５号の38

国 有 財 産 転 用 貸 付 報 告 書（平成　　年度分）

（国有農地等・開拓財産）

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

貸付	貸付通知書	財産の表示					使用料	貸付相手方	用途	国有成年月日	権利関係		備考		
		所在		種目	数量		（㎡当り）	資格		根拠	買収令書名義	耕作者名	損害金	解除・名義	認定
整理番号	年月日 記号・番号	都道府県名	市町村・大字・字・地番		筆数	（実測）地積 公簿	年額	名称		台帳価格	予約内容	申請 法第18条 許可	請求№. 納入月日	用途等の 変更	売払
						（　㎡）	（　）円								
						㎡	円								
						（　㎡）	（　）円								
						㎡	円								
						（　㎡）	（　）円								
						㎡	円								
						（　㎡）	（　）円								
						㎡	円								
						（　㎡）	（　）円								
						㎡	円								
						（　㎡）	（　）円								
						㎡	円								

（記載要領）

１　貸付けの解除等の報告は、朱書による。

２　旧国有農地等と開拓財産は別葉にする。

様式例第５号の39

国有農地等の区域別所在調査表（平成　年度末現在）

都 道 府 県 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：㎡）

区域／貸付区分	市街化区域等			農用地区域			その他の区域			計			備考
	件数	筆数	面積	件数	筆数	面積	件数	筆数	面積	件数	筆数	面積	
旧法第９条等継続貸付け													
旧令第15条の２農耕貸付け													
計													
転用貸付け													
未貸付け													
合計													

様式例第５号の40

転用貸付地

国有農地等（開拓財産）の態様別管理状況　（平成　年度末現在）

（単位：㎡）

		県		県		県		県		県		県		県		県		県		県		計	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
国	病院																						
	庁舎等																						
	宿舎																						
	道水路																						
	その他																						
	計																						
地方公共団体	学校																						
	公営住宅																						
	病院																						
	保健福祉施設																						
	公園等																						
	庁舎等																						
	道水路																						
	その他																						
	計																						
廃止前の国有農地売払特別措置法施行令第2条第1項第2号・第3号法人	学校																						
	住宅																						
	道水路																						
	その他																						
	計																						
その他	個人住宅・店舗																						
	工場																						
	ゴルフ場																						
	植林																						
	その他																						
	計																						
合計																							

（記載要領）旧国有農地等及び開拓財産は別葉で作成する。

様式例第５号の41

開拓財産の地域別所在調査表（平成　　年度末現在）

都 道 府 県 名

区分			年度末管理数量		地域別				備考
					市街化区域等		その他の区域		
			(件数) 地区数	面積	(件数) 地区数	面積	(件数) 地区数	面積	
土地	貸付地	旧法第68条貸付	(　　)	㎡	(　　)	㎡	(　　)	㎡	
		旧令第15条の２農耕貸付け	(　　)		(　　)		(　　)		
		転用貸付け	(　　)		(　　)		(　　)		
		小計	(　　)		(　　)		(　　)		
	未貸付地								
道水路									
管理数量									
口座数									

(記載要領)
１　(件数)については、当該貸付に係るものについての、貸付通知書の枚数を上段に（　　）書で記載する。
２　各種資料との突合を十分に図る。

様式例第６号の１

国 有 財 産 買 受 申 込 書

平成　　年　　月　　日

地方農政局長　殿

住　所

氏　名　　印

下記により、国有財産（国有農地等）の売払いを受けたいので、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）附則第３条第２項の規定により、買受けの申込みを致します。

記

１　買受けを希望する国有財産の表示

２　用途　　耕作又は養畜の事業

３　希望する所有権の移転の期日　　売払通知書の指定する期日による。
（なるべく平成　年　月　日）

４　希望する対価　　地方農政局長の定める額とする。

５　希望する対価の支払の方法　　一時払い（納入告知書の指定するところによる。）

６　営農状況　　別紙のとおり

７　その他の買受けの条件

(1)　売払いの対価（及び貸付料）を納期限までに完納したときは、売払財産はなんらの引渡し手段を用いないで買受申込者に引き渡されたものとすること。

(2)　売払いの対価（及び貸付料）を納期限までに完納しなかったときは、やむを得ない理由により売払いの対価を納入できなかった場合を除き、原則として、この売払いは地方農政局長が発行する売払解除通知書により解除されても異存がないこと。

(3)　やむを得ない理由により売払いの対価を納期限までに完納できないときは、未納代金について納期日の翌日から納付の日までの間、年利５パーセントの割合による延滞金を支払うこと。

(4)　買受申込者は、この売払通知書発行のときから売払財産の所有権の移転のときまでの間において、当該財産が地方農政局長の責に帰することのできない理由により滅失又はき損した場合には、売払いの対価の減免の請求をしないこと。

(5)　買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは同法の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、

これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならないこと。

(6)　買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないこと。

(7)　農林水産大臣は、買受申込者の(5)及び(6)に定める公序良俗に反する使用等に関して、農林水産大臣が必要と認めるときは実地調査を行うことができること。

②　買受申込者は、農林水産大臣から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を農林水産大臣に報告しなければならないこと。

③　買受申込者は、正当な理由なく、第１項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならないこと。

(8)　買受申込者は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として農林水産大臣に支払わなければならないこと。

ア　(7)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の１割に相当する額

イ　(5)及び(6)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の３割に相当する額

(9)　農林水産大臣は、買受申込者が本通知書に定める義務を履行しないときは、売払いを解除することができること。

（留意事項）

１　国有財産買受申込書の提出部数は正・副２部とし、買受けを希望する土地の所在する都道府県を管轄する地方農政局の担当課に提出してください。

２　買受申込者が２名以上のときは、連記によって差し支えありません。

３　売払いの対価は、売払通知をする時の時価とし、地方農政局長が定めます。

（注）時価は、主として不動産鑑定士等の鑑定評価額によりますので、買受けを希望する土地の所在する近隣地域における通常の取引事例価格、地価公示法による公示価格等が価格水準として参考になります。

４　希望する所有権の移転の期日は、売払いの対価が完納された日とするため、売払通知書にはこれに添付する納入告知書の指定納期限と同一の日付け（納入告知書の発行の日から20日以内の日）を所有権移転の期日とする予定です。

したがって、特に買受資金の準備の都合上（たとえば定期預金の満期日、売掛金の回収見込期日等）売払いの対価の納期を特定したいときは、その期日を（　　）の内に記入してください。ただし、買受け申込みの日から１年を超えることはできません。

５　営農状況は、「農地法関係事務処理要領」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）別紙１の様式例第１号の１に定める別添を添付してください。

６　訂正又は抹消した部分には、必ず訂正印を押印してくださいさい。

（記載要領）

1　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

2　氏名（法人にあってはその代表者氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。

3　本様式中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とします。

様式例第６号の２

国 有 財 産 売 払 通 知 書

番　　号
平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　殿

地方農政局長　　印

平成　　年　月　日付け買受け申込みに係る国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第３項の規定に基づき、下記により売払いをします。

なお、所有権移転登記は、当方が嘱託しますので、別添の納入告知書により売払代金を納期限内に納入した後、同封の所有権移転登記嘱託請求書を提出してください。

記

１　売払いをする国有財産の表示
２　所有権の移転の期日　　売払いの対価の納入があった日
３　売払いの対価　　金〇〇円
４　対価の支払いの方法　　平成　　年　月　日までに別添納入告知書により納入すること。
５　用途　　耕作又は養畜の事業
６　その他売払いの条件

(1)　売払いの対価（及び貸付料）が納期限までに完納された場合には、売払財産はなんらの引渡手段を用いないで、その所有権移転の期日に買受申込者に引き渡されたものとすること。

(2)　売払いの対価（及び貸付料）を納期限までに完納しなかったときは、やむを得ない理由により売払いの対価を納入できなかった場合を除き、この売払いは地方農政局長の発行する売払解除通知書により解除されること。

(3)　買受申込者は、この売払通知書発行のときから売払財産の所有権移転のときまでにおいて、当該財産が地方農政局長の責に帰することのできない理由により滅失又はき損した場合には、売払対価の減免の請求をしないこと。

(4)　買受申込者は、売払財産を所有権の移転期日の翌日から10年間は、５に定める用途に供すること。

(5)　買受申込者は、(4)の条件を履行できない事態が生じたときは、売払財産を地方農政局長に返還すること。ただし、売払いを受けた道路等に代わるべき道路等の設置又は都市計画に係る事業の施行に伴う用途の廃止若しくは変更についてあらかじめ地方農政局長の同意を得た場合には、この限りでない。

(6)　買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を暴力団（暴力団員に

よる不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは同法の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならないこと。

(7)　買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないこと。

(8)　農林水産大臣は、買受申込者の(6)及び(7)に定める公序良俗に反する使用等に関して、農林水産大臣が必要と認めるときは実地調査を行うことができること。

②　買受申込者は、農林水産大臣から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を農林水産大臣に報告しなければならないこと。

③　買受申込者は、正当な理由なく、第１項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならないこと。

(9)　買受申込者は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として農林水産大臣に支払わなければならないこと。

ア　(8)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の１割に相当する額

イ　(6)及び(7)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の３割に相当する額

(10)　農林水産大臣は、買受申込者が本通知書に定める義務を履行しないときは、売払いを解除することができること。

（記載要領）

１　施行の相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。

２　本様式中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

様式例第６号の３

様式例第６号の１	買受申込書の記の７	その他買受けの条件の追加条件
様式例第６号の２	売払通知書の記の６	その他売払いの条件の追加条件

（用途指定して売払いする場合で、買い戻し特約を付す場合）

(5)　買受人は、売払財産を　年　月　日（以下「指定期間」という。）までに５に掲げる用途（以下「指定用途」という。）に供し、指定期日の翌日から、〇〇年間（以下「指定期間」という。）は、売払財産の全部若しくは一部につき、指定用途の変更若しくは廃止、又は第三者への所有権移転若しくは権利の設定をしないこと。

(6)　買受人は、不可抗力その他やむを得ない事由により(5)の条件（以下「用途指定」という。）により難い事態が生じたときは、事前に書面をもって地方農政局長の承認を求めること。

(7) 買受人は、指定用途の変更若しくは廃止又は第三者への所有権移転若しくは権利の設定について(6)の承認を受けたときは、地方農政局長の定める差額金を支払うこと。

(8) 買受人は用途指定に違反したときは、当該財産の売払時の時価額の30パーセントの範囲内で地方農政局長の定める違約金を支払うこと。

(9) 地方農政局長は、買受人が用途指定に違反した場合において、売払の日から10年間は、売払財産の全部又は一部について売払対価に相当する額（利息は付さない。）をもって買戻すことができること。

(10) 買受人は、買戻しが行われたときは、当該財産を原状に回復し、地方農政局長の指定する引渡し方法で返還した上、買戻しに伴う所有権移転登記（分筆登記を含む。）の実行に協力するとともに、当該財産のき損等による減損額に相当する金額を併せて支払うこと。

(11) 買受人は、買戻しが行われた場合において、売払財産に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを請求しないこと。

(12) 買受人は、用途指定に違反した場合であって買戻しが行われなかったときは、用途指定違反時の時価額から売払対価を差引いた額に用途指定違反時の時価額の30パーセント及び売払時の時価額の20パーセントを加算した額の範囲内において地方農政局長の定める特別違約金を支払うこと。

(13) 買受入は、用途指定期間中は、地方農政局長の指定する職員又は都道府県の職員が売払財産の立入調査を行うことを妨げないこと。

（記載要領）

１　様式例第６号の１の買受申込書の記の「７その他買受けの条件」に追加する場合

(1)　(5)から(13)までの規定中「買受人」を「買受申込者」に改めて用いる。

(2)　(9)中「地方農政局長は」を「地方農政局長が」に、「買い戻すことができる」を「買い戻しても異存がないこと」に改めて用いる。

(3)　(5)中「５」を「２」に、(6)中「(5)」を「(6)」に、(7)中「(6)」を「(7)」に改め、(13)を(14)とし、(5)から(12)までの番号を順次繰り下げて用いる。

２　様式例第６号の２の売払通知書の記の６その他売払いの条件に追加する場合

(1)　転用貸付がなされており、売払財産がすでに指定用途に供されている場合は、(5)の「売払財産を平成　年　月　日までに５に掲げる用途に供し、指定期日の翌日から」を、「所有権移転の期日の翌日から」に改めて用いる。

(2)　売払いの相手方が地方公共団体、予算決算及び会計令第99条第９号に掲げる法人（公団にあっては、財務大臣の指定する公団以外の公団を含む。）水害予防組合又は土地改良区であって、買戻しの特約を付さなくてよい場合は、(9)の「売払いの日から10年間は、売払財産の全部又は一部について、売払対価に相当する金額（利息は付さない。）をもって買戻すことができる。」を、「売払財産の全部又は一部について売払いを取り消すことができる。」に改め、(10)の「買戻しが行われたときは、」を「売払いの取消しが行われたときは、取り消された財産の売払対価（利息は付さない。）の返納を受け」に改め、(10)、(11)及び(12)中「買戻し」をすべて「売払いの取消し」に改めて用いる。

(3)　売払代金の延納の特約条件がある売払いにあっては、(5)を(4)とし、以下順次番号を繰り上げて、様式例第６号の２の記の７の(3)の次に加えること。

３　本様式中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

様式例第６号の４

登　記　嘱　託　書

登記の目的　　所有権移転

原　　因　　平成　年　月　日 農地法等の一部を改正する法律附則第８条の規定に基づく改正前の農地法第80条による売払

権　利　者　　○○市○○町○○番○○号（住民票コード12345678901）
　　○○　○○

義　務　者　　農林水産省

添 付 書 類　　登記原因証明情報　住所証明書（※）

□登記識別情報の通知を希望します。

平成　年　月　日　嘱託
　　○○法務局（地方法務局）　○○出張所（支局）　御中

嘱　託　者　　農林水産省
　　所管不動産登記嘱託職員
　　○○農政局長　　○○　○○　〔印〕
　　連絡先の電話番号　000-0000-0000
　　担当者　○○係　○○　○○

課 税 価 格　　金○○円

登録免許税　　金○○円

不動産番号　　0000000000000

不動産の表示
　所　　在　　○○市○○町
　地　　番　　45番
　地　　目　　田
　地　　積　　678平方メートル

（記載要領）
　住民票コードを記載した場合には、省略することができる。

様式例第例６号の５

抵当権設定登記承諾書

登記の目的　　抵当権設定
原　　因　　平成　年　月　日売買による売買代金の平成　年　月　日設定
債　権　額　　金○○円
利　　息　　年○○％
損　害　金　　年○○％
義　務　者　　○○市○○町○○番○○号　　○○　○○
抵当権者　　農林水産省
設　定　者　　○○市○○町○○番○○号　　○○　○○

上記のとおり後記物件に抵当権設定登記することを承諾します。

平成　　年　　月　　日

抵当権設定者
住　所
氏　名　　印

地方農政局長　殿

不動産の表示
所　　在　　○○市○○町
地　　番　　45番
地　　目　　田
地　　積　　678平方メートル

（記載要領）
１　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
２　本様式例中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

様式例第６号の６

登　記　嘱　託　書

登記の目的　　抵当権設定
原　　因　　平成　年　月　日売買による売買代金の平成　年　月　日設定
債　権　額　　金〇〇円
利　　息　　年〇〇％
損　害　金　　年〇〇％
義　務　者　　〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
　　〇〇　〇〇
抵当権者　　農林水産省
設　定　者　　〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
　　〇〇　〇〇
添付書類　　登記原因証明情報　承諾書　印鑑証明書

平成　年　月　日　嘱託
　　〇〇法務局（地方法務局）　〇〇出張所（支局）　御中

嘱　託　者　　農林水産省
　　所管不動産登記嘱託職員
　　〇〇農政局長　　〇〇　〇〇　〔印〕
　　連絡先の電話番号　000-0000-0000
　　担当者　〇〇係　〇〇　〇〇

登録免許税　　登録免許税法第４条第１項

不動産番号　　0000000000000

不動産の表示
　所　　在　　〇〇市〇〇町
　地　　番　　45番
　地　　目　　田
　地　　積　　678平方メートル

（記載要領）
「債務者」及び「設定者」の欄は同一人（売払相手方）の住所・氏名を記入する。

様式例第６号の７

登　記　嘱　託　書

登記の目的　　○番抵当権登記抹消（平成　年　月　日受付第○○○○○号）
原　　因　　平成　年　月　日弁済
権　利　者　　○○市○○町○○番○○号
　　○○　○○
義　務　者　　農林水産省

添付書類　　登記原因証明情報

平成　年　月　日　嘱託
　　○○法務局（地方法務局）　○○出張所（支局）　御中

嘱　託　者　　農林水産省
　　所管不動産登記嘱託職員
　　○○農政局長　　○○　○○　〔印〕
　　連絡先の電話番号　000-0000-0000
　　担当者　○○係　○○　○○

登録免許税　　金○○円

不動産番号　　0000000000000

不動産の表示
　所　　在　　○○市○○町
　地　　番　　45番
　地　　目　　田
　地　　積　　678平方メートル

様式例第６号の８

登　記　嘱　託　書

登記の目的　　買戻特約の登記
原　　因　　平成　年　月　日買戻特約
売 買 代 金　　金〇〇円
契 約 費 用　　返還を要しない
期　　間　　平成　年　月　日から10年間
権　利　者　　農林水産省
義　務　者　　〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
　　〇〇　〇〇

添 付 書 類　　登記原因証明情報　承諾書　印鑑証明書

平成　年　月　日　嘱託
　　〇〇法務局（地方法務局）　〇〇出張所（支局）　御中

嘱　託　者　　農林水産省
　　所管不動産登記嘱託職員
　　〇〇農政局長　　〇〇　〇〇　〔印〕
　　連絡先の電話番号　000-0000-0000
　　担当者　〇〇係　〇〇　〇〇

登録免許税　　登録免許税法第４条第１項

不動産番号　　0000000000000

不動産の表示
　所　　在　　〇〇市〇〇町
　地　　番　　45番
　地　　目　　田
　地　　積　　678平方メートル

様式例第６号の９

用　途　指　定　財　産　台　帳

売払年月日 売払番号		減　額 売　払	譲与適用 売　払	その他

財産の表示	所在	地目		地積	価格			備考
		現況	台帳		売払時の時価	支払価格	国有財産台帳価格	減額等の適用条文減額率等

用途指定			
	相手方の住所･氏名		変更事由
	用途		変更承認年月日
	用途指定の期間	（当初）自　年　月　日　至　年　月　日 （変更後）自　年　月　日　至　年　月　日	

監査実績	監査年月日	監査者氏名	相手方の立会者氏名	用途指定の履行状況	条件違反者に対してとった措置	違反措置の履行状況

用途指定整理No.	

様式例第７号の１

不　要　地　調　書

<table>
<tr><td>整理番号</td><td colspan="2"></td><td>農業委員会名
又は地区名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">土地等の表示</td><td colspan="2">所在・地番</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">種目・数量</td><td colspan="4">（実測面積　　㎡）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（備　考）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>取得年月日・根拠</td><td colspan="6">昭和　　年　　月　　日・買収（　　条）・所管換・所属替</td></tr>
<tr><td>不要地認定該当号</td><td colspan="6">旧農地法施行令第16条第１項第　　号</td></tr>
<tr><td rowspan="5">現　　況</td><td rowspan="2">区域区分</td><td>都市計画法第７条による区分</td><td colspan="4">・市街化区域　　・市街化調整区域
（　　）　（有・無）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">第　　種農地（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">利用状況</td><td>貸付け</td><td colspan="4">条・昭和　年　月　日・貸付書No.</td></tr>
<tr><td>相手方
住所・氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>未貸付</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>公共利用計画</td><td>有・無</td><td>事業主体</td><td></td><td>用　途</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>不要地認定をすべき具体的理由</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">旧所有者</td><td colspan="2">住　　所
（買収令書の住所）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名（名　称）
（買収令書の氏名・名称）</td><td colspan="4">（　　）</td></tr>
<tr><td>添付資料</td><td colspan="6">買収令書写し・旧所有者確認資料・承継人確認資料・土地登記簿謄本・関係図面　　枚

不要地認定の理由

証明関係書類　　通　・現況（カラー）写真　　葉　・その他（　　）</td></tr>
<tr><td>調査年月日</td><td>現地調査</td><td colspan="2">平成　年　月　日</td><td>調書作成</td><td colspan="2">平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="6">（旧農地法施行令第16条第２項の規定による意見･･･別紙のとおり）</td></tr>
</table>

（記載要領）

１　「整理番号」は都道府県ごとに一連番号とすること。

２　「土地等の表示」は、買収令書の表示と異なるときその理由（例：町名改正、区画整理換地、分合筆)、経過、残地等について（備考）欄に記入する。

また、(実測面積）は、測量士が作成した地積の測量図により記入するものとする。

３　「取得根拠」は該当を〇で囲み、買収についてはその条項を記入する。

４　「区域区分」は該当欄を〇で囲み、市街化区域にあっては都市計画法第８条第１項の地域地区の名称（たとえば住居地域、工業地域等）を括弧内に記入し、市街化調整区域にあっては農業振興地域に該当の有無によって〇印し、その他にあっては農地転用許可基準による区分を記入し括弧内に参考事項（たとえば土地改良事業施行区域内等）を記入すること。

５　「利用状況」は該当を〇で囲み、貸付け中のものは貸付けの根拠条項、貸付けの始期、相手方名を記入し、未貸付けのものは未貸付けとなった経緯、現況等（無断使用されているときはその氏名も）を記入すること。

６　「公共利用計画」は該当を〇で囲み有の場合は事業主体及び用途を記入する。

７　「不要地認定をすべき具体的理由」はなるべく理由の発生年月日（たとえば市街化区域決定の日、災害発生年月等）も記入し、特に旧令第16条第１項第７号該当とすべき場合は詳細に記入すること。また、同条第１号、第１号の２、第２号にあっては当該地区に関する直近の土地配分計画の公示年月日（当該地区の土地配分計画が公示されていない場合にはその旨を記入。）及び土地配分計画から除外されている理由等について記入すること。

８　買収令書に記載された名義と土地登記簿等が異なるときは買収令書の住所・名義を(　　)書きし、その理由（婚姻、養子縁組、商号変更、死亡、吸収合併、合併設立等）を記入すること。

９　「添付資料」は、次により整備し、添付したものを〇で囲み、記載順にとじ合わせて不要地調書に添付すること。

(1)　買収令書写し‥‥‥すべての場合

(2)　旧所有者確認資料‥‥‥旧所有者の氏名が買収令書と異なる場合

(3)　承継入確認資料‥‥‥被買収者が死亡した場合で承継人調査を完了しているとき又は調査中のとき

(4)　土地登記簿謄本等‥‥‥買収令書と不要地の表示が異なる場合

(5)　関係図面

①　不要地認定が土地の一部に係るものである場合（分筆図）又は位置を図示することが適当な場合（位置図）等

②　開拓の不要地の認定については、地区の位置及びその地区名を明らかにした縮尺５万分の１又は２万５千分の１の地形図を添付すること。また、開拓不要地及びその付近の地勢が明らかな縮尺５千分の１程度以上の図面に不要地認定の土地を図示した概要図

(6)　不要地認定の証明関係書類‥‥‥都市計画法第14条第１項に規定する図書の写しの抜粋、土地区画整理関係書類、都市計画法第35条の開発許可の写し等認定の理由が書面のみによって証することができる場合

(7)　現況（カラー）写真‥‥‥現況の判断に写真が適当と認められる場合

10　「調査年月日」は、現地調査を行ったものについてはその年月日を、現地調査を要しないものについてはこの調書の作成年月日のみを記入すること。

11　「備考」は、旧施行令第16条第１項第７号に該当する場合には同条第２項の意見書の添付の有無を記入するほか、その他参考となる事項を記入すること。

様式例第７号の２

旧農地法第80条第１項の認定について

番　　号
平成　　年　　月　　日

都道府県知事　殿

地方農政局長　　印

年　月　日付け　　第　　号をもって送付があった不要地調書に記載された土地等は、旧令第16条第１項第　　号に該当するものと認められ、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により認定したので通知します。

なお、認定した土地等について別添写しのとおり農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号)第１条の規定による改正前の農地法施行令（昭和27年政令第445号）第17条の通知を行ったので御了知ください。

（なお、認定した土地等の売払い手続きを進めるために必要な下記事項について、よろしくお取り計らいください。）

記

（記載要領）

１　農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号)第１条の規定による改正前の農地法施行令（昭和27年政令第445号）第17条の通知書の写しを添付しないときは、なお書を（　　）のとおりとし、記としては、 不要地の区分によって、

①　旧令第17条による通知書の交付（知事を経由して交付することが適当なとき。）

②　転用者への買受けの勧奨

③　入札の公告

等依頼する事項を記入する。

２　経営局長が通知する場合にあっては、「により認定した」を「による農林水産大臣の認定があった」　とし、なお書の「認定した」を「認定があった」とする。

様式例第７号の３

開　拓　不　要　地　の　各　筆　調　書

地区名

区分	所在											種類	数量			取得の対価	取得の根拠	旧所有者等の氏名又は名称及び住所		旧法第80条第１項の認定年月日	公共利用の有無	買受申込者		摘要
	都道府県	買収時					現在						台帳面積(㎡)	実測				住所	氏名又は名称			住所	氏名又は名称	
		郡市	町村	大字	字	地番	郡市	町村	大字	字	見込地番			面積(㎡)	図面No.									

（記載要領）

１　本表は、旧所有者又はその一般承継人に対して旧令第17条の通知を要する場合及び旧令第17条の通知を要しない場合とで、それぞれ必要事項を記載する。

２　区分欄には、土地、立木竹、建物及び工作物の区分を記載する。

３　所在欄の「買収時」欄には、買収の際の所在を記載し、買収後町村界の変更又は見込地番の設定等を行った場合には、それによる所在を「現在」欄に記載する。

４　「種類」欄には、土地にあっては地目を立木竹等にあっては樹種等を記載する。

５　「数量」欄には、不要地の確定測量の結果及び確定測量図の番号を入れる。

６　「取得の対価」欄には、その土地等の買収対価を記載する。

７　「取得の根拠」欄には、その土地等の取得根拠条文を記載する。

８　「旧所有者等の氏名又は名称及び住所」欄には旧所有者の氏名及び一般承継人（全員）の住所及び氏名又は名称を記載し、その確認資料を添付する。

９　「公共利用の有無」欄には公共利用関係を記載する。

10　「買受申込者」欄には売払通知書の名あて人の住所及び氏名を記載する。

様式例第７号の４

旧農地法施行令第17条による通知書

番　　号
平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　殿

地方農政局長　　印

下記国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、当該土地の買収前の所有者（の一般承継人）であるあなたに売り払うことになったので、買受けを希望されるときは、公告した日（平成　年　月　日）から６か月以内に別添の買受申込書を当該土地の所在する都道府県を管轄する地方農政局の担当課へ提出してください。

なお、６か月を経過したときは、買い受ける権利がなくなりますので、ご留意ください。

記

財産の所在・字・地番	台帳地目	台帳地積	現況（貸付相手方）	備考
		㎡		

（留意事項）

１　売払いの価格は、廃止前の国有農地等の売払いに関する特別措置法施行令第１条の規定により時価の７／10となります。ただし、売払地に耕作権等がある場合には、その権利相当割合が控除されます。

算式＝（買受申込書提出の時の平方メートル当り更地(建物等の地上物件及び使月収益を制約する権利がない土地)の時価×実測面積×(１－権利割合)×７／１０）

２　決定した売払価格が、60万円を超えるときは、その額によって即納金（最低60万円）の残額について、その金額により最高５年間の延納が認められます。（別表参照）

３　この売払いについては、廃止前の国有農地等の売払いに関する特別措置法において公共用又は公用への活用が要望されており、売払いを受けた土地を公共団体等に譲渡した場合は課税上の優遇措置があることを申し添えます。

（記載要領）

１　相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。

２　別表は、「国有財産法第31条第２項の規定による大蔵大臣との協議について」（昭和46年７月28日付け46農地Ｂ第1543号農地局長通知）の別紙とする。

３　売払予定地が、土地区画整理事業施行区域内にあるとき、地形狭長等単独利用困難なものであるとき等個別に相手方に了知させたい事項がある場合には、この通知書にその事項を附記すること。

４　本様式中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

様式例第７号の５

国 有 財 産 買 受 申 込 書

平成　　年　　月　　日

地方農政局長　殿

住　所
氏　名　　印

下記により、国有財産〔国有農地等／開拓財産〕の売払いを受けたいので、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により、買受けの申込みを致します。

記

１　買受けを希望する国有財産の表示　　合計　　筆　　平方メートル
２　用途
３　希望する所有権の移転の期日　　売払通知書の指定する期日による。
　　（なるべく平成　年　月　日）
４　希望する対価　　地方農政局長の定める額とする。
５　希望する対価の支払いの方法
　　一時払い（納入告知書の指定するところによる。）
　　延納（年賦・半年賦・四半期賦）（ただし延納の基準に該当するとき。）
６　その他の買受けの条件
(1)　売払いの対価（及び貸付料）を納期限までに完納したとき（延納の特約によるときは即納金を納入したとき）は、売払財産はなんらの引渡し手段を用いないで買受申込者に引渡されたものとすること。
(2)　売払いの対価（及び貸付料）を納期限までに完納しなかったときは、やむを得ない理由により売払いの対価を納入できなかった場合を除き、原則として、この売払いは地方農政局長が発行する売払解除通知書により解除されても異存がないこと。
(3)　やむを得ない理由により売払いの対価を納期限までに完納できないときは、未納代金について納期日の翌日から納付の日までの間、年利５パーセントの割合による延滞金を支払うこと。
(4)　買受申込者は、この売払通知書発行のときから売払財産の所有権の移転のときまでの間において、当該財産が地方農政局長の責に帰することのできない理由により滅失又はき損した場合には、売払いの対価の減免の請求をしないこと。
(5)　買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは同法の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならないこと。
(6)　買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を風俗営業等の規制及

び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないこと。

(7)　農林水産大臣は、買受申込者の(5)及び(6)に定める公序良俗に反する使用等に関して、農林水産大臣が必要と認めるときは実地調査を行うことができること。

②　買受申込者は、農林水産大臣から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を農林水産大臣に報告しなければならないこと。

③　買受申込者は、正当な理由なく、第１項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならないこと。

(8)　買受申込者は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として農林水産大臣に支払わなければならないこと。

ア　(7)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の１割に相当する額

イ　(5)及び(6)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の３割に相当する額

(9)　農林水産大臣は、買受申込者が本通知書に定める義務を履行しないときは、売払いを解除することができること。

(10) 農林水産大臣は、買受申込者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、売払いを解除することができること。

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(11) 農林水産大臣は、買受申込者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、売払いを解除をすることができること。

ア　暴力的な要求行為

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

オ　その他前各号に準ずる行為

(12) 買受申込者は、(10)各号及び(11)各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約すること。

(13) 農林水産大臣は、(9)から(11)までに定める解除権を行使したときは、買受申込者が支払った売払いの対価を返還すること。ただし、当該返還金には利息が付されないこと。

②　農林水産大臣は、解除権を行使したときは、買受申込者の負担した契約の費用は返還しないこと。

③　農林水産大臣は、解除権を行使したときは、買受申込者が支払った違約金及び買受申込者

が売払物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しないこと。

(14) 買受申込者は、農林水産大臣が (9)から(11)までの規定により解除権を行使したときは、農林水産大臣の指定する期日までに売払物件を原状に回復して返還しなければならないこと。ただし、農林水産大臣が売払物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができること。

② 買受申込者は、前項ただし書の場合において、売払物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として売払解除時の時価により減損額に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。また、買受申込者の責めに帰すべき事由により国に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。

③ 買受申込者は、第１項に定めるところにより売払物件を国に返還するときは、農林水産大臣の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を農林水産大臣に提出しなければならないこと。

(15) 農林水産大臣は、買受申込者が国有財産売払通知書に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できること。ただし、(8)に定める違約金は損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないこと。

(16) 国は、(13)の第１項の規定により売払いの対価を返還する場合において、買受申込者が(8)に定める違約金又は(14)の第２項若しくは(15)に定める損害賠償金を国に対し支払うべき義務があるときは、返還する売払いの対価の全部又は一部と相殺することができること。

国有財産買受申込書の記載及び提出上の注意事項

１　国有財産買受申込書の提出部数は正・副２部とし、買受けを希望する土地の所在する都道府県を管轄する地方農政局の担当課に提出して下さい。

２　買受申込者が２名以上のときは、連記によってさしつかえありません。

３　買受申込者が買収前の所有者の一般承継人（以下「承継人」という。）であるときは、その承継関係を証する戸籍謄本等を添付して下さい。

４　住民票、固定資産税課税台帳、戸籍の謄本等の公的書類によって旧所有者等であることの証明が困難な場合は、買収当時の住所地へ郵送された郵便物、同窓会名簿などの旧所有者等であることが確認できるものを添付してください。

５　承継人が２名以上であって、それぞれの買受けるべき持分又は部分を特定して買受けの申込みをされるときは、承継人全員による各自の持分又は部分を定めた協議書及びその協議書に係る印鑑証明書を添付して下さい。

６　売払いの対価は、次により地方農政局長が定めます。

(1)　買受申込者が旧所有者等（買収前の所有者又はその一般承継人をいう。以下同じ）の場合　・・・・・買受申込みがあった時の時価の７／１０

(2)　買受申込者が旧所有者等でない場合・・・・・売払通知をする時の時価

（注）時価は、主として不動産鑑定士等の鑑定評価額によりますので、買受けを希望する土地の所在する近隣地域における通常の取引事例価格、地価公示法による公示価格等が価格水準として参考になります。

７　用途は、買受申込者が旧所有者等でない場合には具体的な利用計画を記載して下さい。
なお、買受申込者が旧所有者等の場合で、具体的な利用計画がないときは記載を要しません。

８　希望する対価の支払い方法は、希望する方法を○で囲んで下さい。
ただし、延納を希望されても売払価格が60万円以下の場合は一時払いとなります。また、売払価格からみて延納に該当するときは、別途延納申請書を提出していただき、買受者の収入、資産等を検討の上決定しますので、希望されても必ずしも延納にならないことがありますのであらかじめご了知下さい。

９　希望する所有権の移転の期日は、売払いの対価が完納された日（延納の場合は即納金が納入された日）とするため、売払通知書にはこれに添付する納入告知書の指定納期限と同一の日付け（納入告知書の発行の日から20日以内の日）を所有権移転の期日とする予定でおります。
従って、特に買受資金の準備の都合上（たとえば定期預金の満期日、売掛金の回収見込期日等）売払いの対価の納期を特定したいときは、その期日を（　　）の内に記入して下さい。ただし、買受け申込みの日から１年を超えることはできません。

10　買受申込者が旧所有者等でないときは、その他買受けの条件として買受申込書の記の６に掲げられた条件のうち、(3)の全文を抹消して下さい。

11　訂正又は抹消した部分には、必ず訂正印を押印して下さい。

（記載要領）

１　本様式中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

２　本様式には、別紙１の様式例第14号の13の暴力団排除に関する誓約書を添付させること。
ただし、旧法第80条第２項に該当する場合など地方農政局長が必要と認めた場合は、記の６の(10)から(16)までの条件を削除することができる。この場合において、別紙１の様式例第14号の13の記の１及び２を削除した誓約書を添付させることができる。

様式例第７号の６

耕 作 権 等 の 権 利 割 合 調 書

（別紙１の様式例第15号の１に添付）

事　　項	調　　査　　結　　果
１ 管 理 区 分	(1) 農耕貸付中　（第　　条）貸付書（貸付通知書） 番号・年月日（　　年　月　日　　第　　号） (2) 転用貸付中　（第　　条）　　転用貸付通知書 番号・年月日（　　年　月　日第　　号） (3) 未貸付け　　（　　）
２貸 付 相 手 方 （使　用　者）	住　　所 氏　　名
３ 買収時から現在までの経緯	（係争の有無・貸付けの変更・無断使用の事情等）
４ 当該地の所在する地域における地域慣行の権利割合	(1) 耕作権割合　　％（適用範囲　　） (2) 借地権割合　　％（適用範囲　　） （注）　(1)の割合は、地元農業委員会、都道府県農業会議、その他（　　）の意見を参考とした。 (2)の割合は、
５ その他	（３の事情に対する事情修正に係る意見等）

（記載要領）

１　管理区分は該当する番号を○で囲み貸付条項、貸付けの年月及び貸付書（通知書）の番号を記入する。未貸付けについては（　　）内に現況を記入する。

２　買収時から現在までの経緯は、買収当時の耕作者がそのまま継続しているときは記入を要しない。

３　権利割合の(1)は、その聴取先又は調査の方法を（注）に記入し、その割合が適用されている範囲（たとえば○○市周辺農村部一帯、県北部、県下一円等）を記入する。

４　権利割合の(2)は、特に相続税課税評価基準における借地権割合が、地域の実情からみて不適当と認められるときに(1)に準じて記入する。

５　１の(1)又は(2)に該当し、４の(1)又は(2)の割合をそのまま適用して差し支えないときは、当該欄の記入を要しない。

様式例第７号の７

旧所有者用

国 有 財 産 売 払 通 知 書

番　　号
平成　　年　　月　　日

資格・旧所有者（又はその一般承継人）
住　所
氏　名

地方農政局長　　印

平成　　年　月　日付け買受け申込みに係る農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第２項の規定に該当する国有財産は、同条の規定に基づき、下記により売払いをします。

なお、所有権移転登記は、当方が嘱託しますから、別添の納入告知書により売払代金を納期限内に納入した後、同封の所有権移転登記嘱託請求書を提出してください。

記

１　売払いをする国有財産の表示　合計　　筆　　㎡
２　所有権の移転の期日　　売払いの対価の納入があった日
３　売払いの対価　　金〇〇円
４　対価の支払いの方法　　年　月　日までに別添納入告知書により納入すること。
５　用途
６　その他売払いの条件

(1)　売払いの対価が納期限までに完納された場合には、売払財産はなんらの引渡手段を用いないで、その所有権移転の期日に買受申込者に引き渡されたものとすること。

(2)　売払いの対価を納期限までに完納しなかったときは、やむを得ない理由により売払いの対価を納入できなかった場合を除き、この売払いは地方農政局長の発行する売払解除通知書により解除されること。

(3)　買受申込者は、やむを得ない理由により売払いの対価を納期限までに完納できないときは未納代金について納期日の翌日から納付の日までの間年利５％の割合による延滞金を支払うこと。

(4)　買受申込者は、この売払通知書発行のときから売払財産の所有権移転のときまでにおいて、当該財産が地方農政局長の責に帰することのできない理由により滅失又はき損した場合には売払対価の減免の請求をしないこと。

（記載要領）

１　相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
２　売払の対価が廃止前の国有農地等の売払いに関する特別措置法施行令第１条の規定により算出した額である場合には、売払価格計算書（様式例第７号の16）を添付する。
３　本様式中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

様式例第７号の８

一般用

国 有 財 産 売 払 通 知 書

番　　号
平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　殿

地方農政局長　　印

平成　　年　月　日付け買受け申込みに係る国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定に基づき、下記により売払いをします。

なお、所有権移転登記は、当方が嘱託しますので、別添の納入告知書により売払代金を納期限内に納入した後、同封の所有権移転登記嘱託請求書を提出してください。

記

１　売払いをする国有財産の表示　　合計　筆　　㎡
２　所有権の移転の期日　　売払いの対価の納入があった日
３　売払いの対価　　金〇〇円
４　対価の支払いの方法　　年　月　日までに別添納入告知書により納入すること。
５　用途
６　その他売払いの条件

(1)　売払いの対価（及び貸付料）が納期限までに完納された場合には、売払財産はなんらの引渡手段を用いないで、その所有権移転の期日に買受申込者に引き渡されたものとすること。

(2)　売払いの対価（及び貸付料）を納期限までに完納しなかったときは、やむを得ない理由により売払いの対価を納入できなかった場合を除き、この売払いは地方農政局長の発行する売払解除通知書により解除されること。

(3)　買受申込者は、この売払通知書発行のときから売払財産の所有権移転のときまでにおいて、当該財産が地方農政局長の責に帰することのできない理由により滅失又はき損した場合には、売払対価の減免の請求をしないこと。

(4)　買受人は、売払財産を所有権の移転期日の翌日から10年間は、５に定める用途に供すること。

(5)　買受人は、(4)の条件を履行できない事態が生じたときは、売払財産を地方農政局長に返還すること。ただし、売払いを受けた道路等に代わるべき道路等の設置又は都市計画に係る事業の施行に伴う用途の廃止若しくは変更についてあらかじめ地方農政局長の同意を得た場合には、この限りでない。

(6)　買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは同法の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならないこと。

(7)　買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、

同条第５項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないこと。

(8)　農林水産大臣は、買受申込者の(6)及び(7)に定める公序良俗に反する使用等に関して、農林水産大臣が必要と認めるときは実地調査を行うことができること。

②　買受申込者は、農林水産大臣から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を農林水産大臣に報告しなければならないこと。

③　買受申込者は、正当な理由なく、第１項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならないこと。

(9)　買受申込者は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として農林水産大臣に支払わなければならないこと。

ア　(8)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の１割に相当する　額

イ　(6)及び(7)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の３割に　相当する額

(10) 農林水産大臣は、買受申込者が本通知書に定める義務を履行しないときは、売払いを解除することができること。

(11) 農林水産大臣は、買受申込者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、売払いを解除することができること。

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(12)　農林水産大臣は、買受申込者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、売払いを解除をすることができること。

ア　暴力的な要求行為

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

オ　その他前各号に準ずる行為

(13) 買受申込者は、(11)各号及び(12)各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約すること。

(14) 農林水産大臣は、(10)から(12)までに定める解除権を行使したときは、買受申込者が支払った売払いの対価を返還すること。ただし、当該返還金には利息が付されないこと。

②　農林水産大臣は、解除権を行使したときは、買受申込者の負担した契約の費用は返還しないこと。

③　農林水産大臣は、解除権を行使したときは、買受申込者が支払った違約金及び買受申込者が売払物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しないこと。

(15) 買受申込者は、農林水産大臣が (10)から(12)までの規定により解除権を行使したときは、農林水産大臣の指定する期日までに売払物件を原状に回復して返還しなければならないこと。ただし、農林水産大臣が売払物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができること。

② 買受申込者は、前項ただし書の場合において、売払物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として売払解除時の時価により減損額に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。また、買受申込者の責めに帰すべき事由により国に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。

③ 買受申込者は、第１項に定めるところにより売払物件を国に返還するときは、農林水産大臣の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を農林水産大臣に提出しなければならないこと。

(16) 農林水産大臣は、買受申込者が国有財産売払通知書に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できること。ただし、(9)に定める違約金は損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないこと。

(17) 国は、(14)の第１項の規定により売払いの対価を返還する場合において、買受申込者が(9)に定める違約金又は(15)の第２項若しくは(16)に定める損害賠償金を国に対し支払うべき義務があるときは、返還する売払いの対価の全部又は一部と相殺することができること。

（記載要領）

１ 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。

２ 第７の７により用途指定をする場合には、様式例第６号の４を付加すること。

３ 第７の５の(1)のエのなお書により取得原価で売払う場合は、その他の売払いの条件として、(4)及び(5)の条件を付すこと。

４ 旧法第80条第２項に該当する場合など地方農政局長が必要と認めた場合は、記の６の(11)から(17)までの条件を削除することができる。

５ 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

様式例第７号の９

売払区分	

国有財産売払通知書（延納特約用）

番　　号
平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　殿

地方農政局長　　印

平成　　年　月　日付け買受け申込みに係る（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第２項の規定に該当する）国有財産は、（同条の規定に基づき）下記により売払いをします。

なお、所有権移転登記及び担保物権に対する抵当権設定登記は、当方が嘱託しますので、別添納入告知書により即納金を納期限内に納入した後、同封の所有権移転登記嘱託請求書及び抵当権設定承諾書に印鑑証明書（発行日から１か月未満のもの）を添え、提出してください。

記

１　売払いをする国有財産の表示　　合計　筆　　㎡

２　所有権の移転の期日　　売払いの対価（即納金）の納入があった日

３　売払いの対価　　金〇〇円（別添売払価格計算書のとおり）

４　対価の支払いの方法

(1)　売払代金のうち即納金〇〇円を　　年　　月　　日までに別添納入告知書により納入すること。ただし、やむを得ない理由により即納金の納期限までに納入できないときは、即納金額について納期日の翌日から納期の日までの間年利５％の割合による延滞金を支払うこと。

(2)　残りの金額（以下「延納金額」という。）金〇〇円について、次の条件により延納の特約をし、それぞれ納付期限までに納入告知書により納入すること。

延納金額の納期及び金額、延納代金の支払方法は、年の（四半期賦／半年賦／年賦）払いとし、各納付期限ごとに買受申込者が支払うべき延納代金及び延納利息（延納利率年〇〇％）並びにその合計額は次表による。

延納回数	納付期限	延納代金	延納利息	合計額	延納利息計算期間
延納第１回	年 月 日	円	円	円	年 月 日から 年 月 日まで
延納第２回	年 月 日				年 月 日から 年 月 日まで
延納第３回	年 月 日				年 月 日から 年 月 日まで
計					

（留意事項）

延納の利息は、残延納代金につき、前回納期の翌日から納付期限までの延納利率の割合による。

(3)　(2)の表にかかわらず、買受人は繰上償還申出書により随時延納代金の繰上償還（納付期限の繰上げ及び延納代金の一部繰上償還を含む。）を申出ることができます。

5　用途

6　延納の特約に係る条件

(1)　買受人は延納代金及び延納利息を担保するため、別添記載の不動産に抵当権（第１順位）の設定に同意しなければなりません。

(2)　地方農政局長が担保として提供された不動産につき、価格の減少その他の理由により担保価値が減少したことを認め、増担保又は代りの担保を請求したときは、買受人は、その請求に応じ遅滞なく増担保又は代りの担保を提供することとします。

(3)　買受人が延納代金及び延納利息の一部又は全部を支払った後、担保の一部又は全部の解除を申し出た場合において、地方農政局長がこれを適当と認めるときは、担保の一部又は全部を解除します。

(4)　次の各号の一に該当する事由が生じたときは、延納の特約は当然に解除されます。

(ｱ)　買受人が支払い停止の状態に陥り、又は手形交換所の取引停止処分をうけたとき。

(ｲ)　買受人が破産、民事再生開始、整理開始又は更正手続の申し立てを受け、若しくは自らこれらの申し立てをしたとき。

(ｳ)　買受人が合併によらないで解散したとき。

(ｴ)　買受人について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認の申述をしたとき。

(ｵ)　買受人が担保物件を滅失し、又はき損し、若しくは担保価値を減少させる行為をしたとき。

(ｶ)　担保物件について強制競売又は競売の開始決定があったとき。

(ｷ)　担保物件について滞納処分としての公売の公告があったとき。

(5)　次の各号の一に該当する事由が生じたときは、地方農政局長は延納の特約を解除し、又は延納期限を短縮して、延納代金を繰り上げ徴収することができます。

(ｱ)　買受人の財産について、仮差押、又は強制競売若しくは競売並びに仮処分の申立てを受けたとき。

(ｲ)　買受人が滞納処分を受けたとき。

(ｳ)　買受入が合併、資本の減少又は営業の譲渡をしたとき。

(ｴ)　担保物件について、訴の提起、裁判上の和解、又は調停の申立てがあったとき。

(ｵ)　買受人が本売払の条件に違反する行為を行ったとき。

(ｶ)　買受人が売払財産を転売したとき。

(6)　農林水産大臣が前２項の規定により延納の特約を解除したときは、買受人は期限の利益を失い未払いの延納代金と当該金額に対して延納の特約の解除の日までの期間に相当する延納利息との合計額を一時に支払わなければなりません。

(7)　買受人は、４に掲げる表の合計額欄に定める金額を、納付期限（４の(3)に定めるところにより納付期限を繰上げたときは繰上げ後の期限）までに支払わなかったとき、又は(6)に定めるところにより、納付すべき金額を指定する期限までに支払わなかったときは、延納代金について当該納付期限の翌日から支払う日までの期間につき年５％の割合による延滞金を支払わなければなりません。

(8)　買受人は、延納の特約の期間中、(4)の(ｱ)から(ｵ)まで、又は(5)の(ｱ)から(ｳ)までの各号の一に該当する事実が発生したときは、遅滞なく地方農政局長にその旨を報告するとともに、地方農政局長の指定する職員又は都道府県の吏員が行う調査を妨げないこととします。

7　その他売払いの条件

(1)　４に定める即納金が納期限までに完納されたときは、売払財産は所有権移転の期日になんらの引渡手段を用いないで、買受人に引渡されたものとすること。

(2)　買受人は、この売払通知書発行のときから、売払財産の所有権移転のときまでにおいて、当該財産が農林水産大臣の責に帰することのできない理由により滅失又はき損した場合には、売払いの対価の減免の請求をしないこと。

(3)　買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは同法の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならないこと。

(4)　買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これら

の用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないこと。

(5)　農林水産大臣は、買受申込者の(3)及び(4)に定める公序良俗に反する使用等に関して、農林水産大臣が必要と認めるときは実地調査を行うことができること。

②　買受申込者は、農林水産大臣から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を農林水産大臣に報告しなければならないこと。

①　買受申込者は、正当な理由なく、第１項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならないこと。

(6)　買受申込者は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として農林水産大臣に支払わなければならないこと。

ア　(5)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の１割に相当する額

イ　(3)及び(4)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の３割に相当する額

(7)　農林水産大臣は、買受申込者が本通知書に定める義務を履行しないときは、売払いを解除することができること。

(8)　農林水産大臣は、買受申込者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、売払いを解除することができること。

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(9)　農林水産大臣は、買受申込者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、売払いを解除をすることができること。

ア　暴力的な要求行為

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

オ　その他前各号に準ずる行為

(10)　買受申込者は、(8)各号及び(9)各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約すること。

(11)　農林水産大臣は、(7)から(9)までに定める解除権を行使したときは、買受申込者が支払った売払いの対価を返還すること。ただし、当該返還金には利息が付されないこと。

② 農林水産大臣は、解除権を行使したときは、買受申込者の負担した契約の費用は返還しないこと。

③ 農林水産大臣は、解除権を行使したときは、買受申込者が支払った違約金及び買受申込者が売払物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しないこと。

(12) 買受申込者は、農林水産大臣が (7)から(9)までの規定により解除権を行使したときは、農林水産大臣の指定する期日までに売払物件を原状に回復して返還しなければならないこと。ただし、農林水産大臣が売払物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができること。

② 買受申込者は、前項ただし書の場合において、売払物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として売払解除時の時価により減損額に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。また、買受申込者の責めに帰すべき事由により国に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。

② 買受申込者は、第１項に定めるところにより売払物件を国に返還するときは、農林水産大臣の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を農林水産大臣に提出しなければならないこと。

(13) 農林水産大臣は、買受申込者が国有財産売払通知書に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できること。ただし、(6)に定める違約金は損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないこと。

(14) 国は、(11)の第１項の規定により売払いの対価を返還する場合において、買受申込者が(6)に定める違約金又は(12)の第２項若しくは(13)に定める損害賠償金を国に対し支払うべき義務があるときは、返還する売払いの対価の全部又は一部と相殺することができること。

(記載要領)

１ 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。

２ 欄外の「売払区分」は、売払相手が旧所有者等のときは「２項該当」、その他のときは「１項該当」と記入する。

３ 買受申込者の（資格）及び本文の（　　）部分は、「２項該当」の場合のみ記入する。

４ 旧法第80条第２項に該当する場合など地方農政局長が必要と認めた場合は、記の６の(8)から(14)までの条件を削除することができる。

５ 本様式中「地方農政局長」とあるのは、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

様式例第７号の10

所 有 者 の 変 更 通 知

番　　号
平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　殿

地方農政局長　　印
（都道府県知事）

従前あなたに貸付をしていた下記１の土地は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条の規定により、国がその買収前の所有者（又はその一般承継人）に平成　年　月　日付けで売払いを行いましたので通知します。

なお、平成　年　月　日までの使用料を別添納入告知書によって納入してください。

記

１　財産の表示　　合計　筆　　㎡

２　売払相手方　　住　所
　　氏　名　　（ほか○名）

（記載要領）

１　施行の相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

２　この通知は、売払いの対価（延納売払いについては即納金）の納入を確認してから送付すること。

３　売払相手方が一般承継人で、複数のときは、１名のみの住所及び氏名を記入し、他は人数のみを（　　）に記入する。

様式例第７号の11

所 有 者 の 変 更 通 知

番　　号
平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　殿

都道府県知事　　印

従前あなたに貸付をしていた下記１の土地は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条の規定により、国がその買収前の所有者（又はその一般承継人）に平成　年　月　日付けで売払いを行いましたので通知します。

なお、この土地には（公共用利用希望者）が（公共用途）の用に供するため使用したい旨申出がありますので、極力公用公共用の用途に使用されますよう御協力願います。

記

１　財産の表示　　合計　筆　平方メートル

２　売払相手方　　住　所
　　氏　名　　（ほか○名）

（記載要領）

１　施行の相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

２　この通知は、売払いの対価（延納売払いについては即納金）の納入を確認してから送付すること。

３　なお書きは、公共利用の希望がある場合にのみ記入する。

４　売払相手方が一般承継人で複数のときは、１名のみの住所及び氏名を記入し、他は人数のみを（　　）に記入する。

様式例第７号の12

売払代金の支払いの催告書

番　　号
平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　殿

地方農政局長　　印

　年　月　日付け第　　号の国有財産売払通知書による売払いに対して、その代金の納期限からすでに相当日数を経過し、歳入徴収官から納入の督促を行ったにもかかわらず、なんらの連絡も受けてはおりません。

　よって、上記通知書の６その他売払いの条件の(2)の原則に従って、この通知の日から○か月以内に売払代金及び延滞金の納入がないときは、売払いを解除する予定です。その場合には、旧所有者等としての買受権は消滅することとなりますので、念のため申し添えます。

（記載要領）

１　施行の相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

２　○か月の期間は、通常６か月とするが、この予告による解除の日が売払通知書発行の日から通算して１年を超えることにならないよう留意すること。

３　本様式中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

様式例第７号の13

売 払 解 除 通 知 書

番　　号
平成　年　月　日

住　所
氏　名　　殿

地方農政局長　　印

平成　年　月　日付け第　　号国有財産売払通知書による下記国有財産の売払いは、同通知書の「６その他売払いの条件の(2)」の定めに従い、これを解除します。

記

国有財産の表示　　合計　　筆　　㎡

（記載要領）

１　施行の相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

２　本様式中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

様式例第７号の14

所有者の変更通知の取消しについて

番　　号
平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　殿

都道府県知事　　印

平成　年　月　日付け第　　号をもってあなたが使用中の土地の所有者が（売払い相手方氏名）になった旨通知しましたが、この度やむを得ない事情により売払いが解除され、再び国の所有となりましたので、再度売払いされるまでの間、先の貸付け（貸付書番号）を継続しますから御了知ください。

様式例第７号の15

売 払 価 格 評 定 依 頼 書

番　　号
平成　　年　　月　　日

財務局長　殿

地方農政局長　　印

別紙記載の（国有農地等）　件（計　筆　　㎡）は、旧農地法第80条第２項の規定により、買収前の所有者又はその一般承継人に売払うこととなったので、廃止前の国有農地等の売払いに関する特別措置法第２条に定める売払いの対価を算定するため、下記により、当該土地の価格の評定を依頼します。

記

１　評価対象財産の表示　　別紙のとおり
２　求めるべき価格
　現況にかかわらず、使用収益を制約する権利（及び地上物件）が附着していない土地としての所有権の正常な売買における適正な価格
３　価格時点　　平成　年　月　日（買受申込みのあった日）
４　現地確認の日時等
　平成　　年　　月　　日（変更の際は担当課長から連絡させる。）
　（貴局の処理計画策定後、都道府県知事と打合せの上、別に定める。）
５　添付書類　　位置図　　枚
６　その他
(1)　当該土地の民間精通者の鑑定評価格については、現在当局において、鑑定依頼中であるから、後日（　月　日ごろ）鑑定評価書を送付します。
(2)　数量は公簿面積によってください。（特に実測面積による必要があるときは、(1)と併せて実測図を送付する。）
(3)　価格評定の結果については、１件ごとにその土地の現地確認の日から２か月以内に通知してください。
　なお、通知に当っては、価格決定の理由、評価の手順、採用した資料等も付記してください。

別紙

評価対象財産の表示（国有農地等・開拓財産）

番　号	所在・地番	国有財産台帳上の地　目	数　量	45年相続税課税標準概算見積り額	備　考	
					管理区分	その他
				円		

様式例第７号の16

（様式例第７号の７及び第７号の８に添付）

売 払 価 格 計 算 書

事　　項	価　　格	備　　考
A 基礎とした価格 （㎡当たり）	円 （　　円）	財務省（　　財務局）及び不動産鑑定士の評価による平成　年　月　日現在における時価
B 特殊事情による修正価格	円	売払地の所在する地域における地域慣行の　　権の割合　％に相当する額
C A－B （㎡当たり）	円 （　　円）	貸付相手方名 使用料年額　　円

算式 ＝ A（又はC）の平方ﾒｰﾄﾙ単価（円） × 実測面積（㎡） × $\frac{7}{10}$

（留意事項）

この土地は、Cの備考欄の理由によって、価格の控除が行われたものであり、国の貸付相手方との貸付契約は、貴殿との間に存続するものであることを御了知ください。

（記載要領）

１　この様式は２部複写とし、１部を旧所有者等への売払通知書に添付する。

２　Cの備考欄に、当該土地の貸付け又は管理の状況と、Bを控除する理由を記入する。

３　鑑定評価が実測面積によって行われたときは、算式を

A（又はC）の総額　×　$\frac{7}{10}$　とする。

また、実測を要しないものとして公簿により評価し売払いするときの算式も同様とする。

４　留意事項は売払通知書に添付する場合に記入する。

様式例第７号の17

延　納　申　請　書

平成　　年　　月　　日

地方農政局長　殿

住　所

氏　名　　印

平成　　年　　月　　日付け国有財産買受申込書をもって買受けの申込みをした国有財産の売払代金を納付するに当たって、延納による支払いをお願いしたいので、担保を提供して申請します。

１　売払物件の所在等

物件の所在	区　分	数　量	売払予定価格	摘　　要
	土　地			

２　即納できる額及び希望する延納の額等

即納金額　　円

延納金額　　円（　　回）

延納利率　　年○○％

３　希望する延納期限等

延納回数	納付期限	延納代金	延納利息	合　　計	備　　考
第　１　回		円	円	円	
第　２　回					
第　３　回					
第　４　回					
第　５　回					
計					

４　担保の種目、銘柄、種類及び数量（売払財産に対する抵当権による場合）

(1)　不動産

物件の所在	区分	数量	担保物件の価格（時価）	担保設定順位	先順位者があるときは担保されている債権金額	摘　要
			円		円	

(2)　抵当権に優先する債権の額及び種類

５　売払代金を一時に支払うことが困難である理由

６　その他参考となるべき事項

（記載要領）

１　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

２　氏名（法人にあってはその代表者氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。

３　２の延納利率は、普通財産取扱規則（昭和40年４月１日付、大蔵省訓令第２号）第17条の規定に定めるところによる。なお、この利率は変動することがあるので注意してください。

４　本様式中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とします。

５　１の売払予定価格は、都道府県知事又は地方農政局から内示された額を記入してくだい。

６　２及び３の金額は、下表により算出される額以上とし、延納回数は同表の延納期限の年数以内としてください。

７　４の(1)は、１と同一の物件とし、担保物件の価格（時価）は、１の売払予定価格の10／７の額を記入してください。なお、特にこれにより難い場合には○○地方農政局構造改善課に申出てください。

８　５の理由は具体的に記載してください。

売払予定価格	延納期限	即納金額	納期限内の納付額				
			１年以内	２年以内	３年以内	４年以内	５年以内
60万円を超え180万円まで	１年以内	$\frac{\text{売払代金}}{5}$ + 48万円 以上	残額				
180万円を超え300万円まで	２年以内	同上	96万円以上	残額			
300万円を超え420万円まで	３年以内	同上	96万円以上	96万円以上	残額		
420万円を超え540万円まで	４年以内	同上	96万円以上	96万円以上	96万円以上	残額	
540万円を超え660万円まで	５年以内	同上	96万円以上	96万円以上	96万円以上	96万円以上	残額
660万円を超えるもの	５年以内	同上	$\frac{\text{延納金額}}{5}$ 以上	$\frac{\text{延納金額}}{5}$ 以上	$\frac{\text{延納金額}}{5}$ 以上	$\frac{\text{延納金額}}{5}$ 以上	残額